

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. VI. JUNE. 1900.

VOL. XIII.

監獄協會雜誌

明治三十三年



六月二十日發行

每月一回定期發行

第三拾卷

第六號

監獄協會發行

第拾三卷第六號目錄

口 波多野司法次官 ● 倉富民刑局長 ● 柏原司法大臣秘書官 (一頁)

會 司法大臣に望む (四頁)

論 感化事業(地方官、會議場に於て) ● 留岡 幸助君 ● 主従の疑念 ● 孤松 吉生君 ● 條件附裁判論(二) ● 小山 松吉君

海外通信 小河岳詳先生より本會への通信(第一信より第五信に至る及中村護君への私信) (二一頁)

出獄人保護 惡少年感化 (四〇頁)

● 救世軍出獄人救濟所 ● 東京出獄人保護事業 ● 青柳 有美君 ● 音楽の感化力 ● 同 嵐昭君

統計 明治卅三年四月末日現在々監人員比較表 (四五頁)

雜報 數十件 (四五頁)

特別寄書 物平を得されば必ず鳴る (六六頁)

● 留岡幸助君講述 ● 奥村嗣次郎君 ● 監獄の分合 ● 神崎 生君 ● 實務演習(第一回) ● 時々片々 ● 監獄の分合 ● 留岡幸助君講述 ● 奥村嗣次郎君 ● 監獄の分合 ● 神崎 生君

寄書 司獄官の修養 ● 鷺尾 教導君 (八五頁)

叙任辭令 叙任辭令 (八九頁)

監獄法令 監獄法令 (八九頁)



司 法 次 官 波 多 野 直 君



司 法 大 臣 秘 書 官 原 柏 次 君



司 法 省 民 刑 局 長 倉 富 三 郎 君

第拾三卷第五號目錄

口 女家 ● エリサベス、フライ肯像付全女董事跡 (一頁)

論 清浦會頭演說速記 (於日本橋俱樂部) ● 小河事務官全上 ● 山上事務官全上 ● 監獄協會の不獨立を望む ● 條件附裁判論 ● 留岡 幸助君 ● 監獄の今昔 ● 孤松 吉生君 ● 實務演習(第二回) ● 小河滋次郎君講述 ● 東京滋次郎君歐洲行送辭集 ● 監獄學校の分離を望む ● 道徳小言 ● 安永 勿庵君 ● 監獄官進軍歌 ● 監獄官と交身との關係 ● 獄内の出產 ● 野崎 安君 ● 女監取締と女監取締長 ● 福島 白眼君 ● 我監獄事業に對するタラシク氏の見地水崎 基一君 ● 監獄衛生 ● 北里博士の演說速記 (三八頁)

監獄茶話會 ● 東京監獄茶話會(四月二十一日帝國教育會に於ける談話速記) ● 空知分監の茶話會概況 ● 大阪府聯合監獄茶話會發會記事 ● 特別寄書 ● 多 血 生君 (五八頁)

統計 (本年三月末日在監人員現在表) (六二頁)

寄書 (數十件) ● 留岡幸助君講述 ● 奥村嗣次郎君 ● 監獄の分合 ● 神崎 生君 ● 實務演習(第二回) ● 時々片々 ● 監獄の分合 ● 留岡幸助君講述 ● 奥村嗣次郎君 ● 監獄の分合 ● 神崎 生君

雜報 (數十件) ● 留岡幸助君講述 ● 奥村嗣次郎君 ● 監獄の分合 ● 神崎 生君

通信 福井地方部長報告 ● 福島地方部長報告 (七四頁)

叙任辭令 叙任辭令 (九〇頁)

監獄法令 監獄法令 (九〇頁)

協興會印行

監獄協會雜誌第十三卷第六號

(明治三十三年
六月二十日發行)

會 說

○司法大臣に望む

我監獄は既に内務省を離れ司法省の主管となれり吾人今此問題の大局より觀察する時は頗る這般の改正を遺憾とせざるべからず然れども事既に定まるの今日敢て其の當否を論し利害を説くの餘地なきか如しと雖吾人聊か之か問題の性質并に利弊の梗概を陳べ以て司法大臣に望む所あらんとする蓋し又敢て無用の辨に非らざるを信す、

抑も監獄主管問題は古來議論のある所にして之を各國の實際に徴するも亦一定せず或は英佛露伊の如く内務大臣に專屬するあり或は埃、白及獨乙聯邦中の多數の如く司法大臣の主管に屬するあり又普國の如きは内務司法の兩省に分屬し之か統一上何れかの一方に屬せしめんとするの問題は年々該議會に現はれ或は全然司法省の主管とするを可とし或は之を不可とし殆んど歸着する所なきか如し現に當春の議會に於て亦此問題か現はれたるも尙は決する所なかりしと此の如く主管は各國を通じて一定せず然りと雖吾

人の信する所を以てせば監獄は内務、行政の一部に属すべき性質のものたること疑ふべくもあらず、各國主管の一定せざる、畢竟各理由なきにあらざるべきも、蓋し其の性質利害の問題に非らずして、相互行懸り上感情の衝突茲に至るものなるべし、我邦の如きは古來司法部の所管なりしか、明治六年に至り、之を内務省の主管に屬せしめ、吾人の信する所に一致せるに今日に至り、之を司法省主管に移されたるは、中央事務の分配上其の平衡を得るか爲めに出でたるものなりと聞く、果して然らば是亦其性質利害の如何に由りたるものに非らざるや明也、

吾人か司法省主管を以て非なりとする所以は、第一監獄は純然たる内務行政の一部なるに之を司法所屬と爲すは、行政上の理論に反するか故也、蓋し司法と行政とは劃然之を區分するを要すとは、世既に定論あり、然るに一省をして此二者の監督を爲さしむるは、是所謂自費自費の誹あるを免れず、第二監獄行政の局に當るものは、最も精緻なる思想を以て、復雜なる百般の事項に涉りて、微細の注意なかもへからず、是即監獄は専門的智識を要する所以なり、蓋し無智の干渉程事業を阻害する者はあらず、然るに若し此れか智識に乏しき者粗笨なる思想を以て其の事務に干與するか如きことあらば、其の結果大に恐るべきものあらん、第三行刑は獨立的行政事務にして、他の牽制容喙を受くべきものにあらず、然

るに之を司法部に屬せしむるときは、元來司法官と監獄官との地位の差等あるか爲に、或は自然の間、司法官の抑壓を受くるに至り、其結果監獄の本質を害するなきを保せず、第四監獄は罪囚の改良感化を以て主とする處なれば、其間に一點他念の混入を許すべからず、然るに等しく司法部内に立つの關係より、自然司法官の必罰的觀念を以て、事を見るか如きことあらば、或は罪囚の改良感化を妨げ、或は吏員の間に種々感情の衝突を生じ、遂に事務の滯滞を來すに至らん、第五同部内の關係より、監獄に經驗なき司法部の者、其の適否に拘はらず、或る事情の爲め監獄に採用せらるゝの嫌なきを得ず、吾人は司法省所管に屬するの故を以て、必ずしも此事あらんと云ふにあらざると雖、人類の弱點として、將た事物の常態として斯る弊の生し易きは自然免かれざるの數なりとす、

吾人は嘗てに理に於て、司法省主管を以て非とするのみならず、事實上又不可なるを認むる者也、然りと雖、吾人の唯期する所は、監獄改良の目的即監獄本然の効果を盡めんとするにあり、故に今日主管の問題を捉へて、強て喧囂するものにあらず、故に吾人か今後に望む所は、以上の如き弊を生ずるなからんことを未然に防遏し、監獄をして事實上の獨立を得せしめ、相互其の本領たる權域を守り、苟くも相侵し相侵さることなく、與に共に其の本体を毀傷するなきを期待する者也、

吾人は熱心監獄の改良進歩を希望し、一日も速に其の理想の畛域に達せしめんことを欲し、當局者の施設者々吾人理想に合するあらんと信しつゝありしに、思はざりき頃者、之が所信に反するものある、豈啻た獨り此事のみに止まらざるを惜む、然れども吾人は監獄改良の實以て舉らば、其の所屬の如何其の方法の是非を敢て論せず、其の便利の多きに從ふを辭せざる者也、吾人は唯夫れ憂ふ、其の施設改廢なるもの理論に反するのみならず、其の實績舉らず、延ひて監獄改良の進途を阻礙するあらんことを、是即ち吾人が敢て以て、當局大臣の留意を煩はさんとする所以也、冀くは賢明なる我司法大臣閣下、幸に吾人の意の在る所を諒せられんことを、望むや切也矣

論 說

左に掲載したるものは過般内務省に地方官の徵集ありし時内務次官の命により留岡教授の演說せられたるものなり

○感化事業

留岡幸助君述

次官閣下より私に今日少しく感化事業の事に就て外國にて視察した事などを話す様にと云ふ御下命でございます、不肖でございますけれども一言御話を申し上げたいと存じます、

感化事業は我邦では御承知の通り今度初めて感化法と云ふものが出来まして將に施行せむとする場合であります、が事實此感化事業と云ふとを重んずる所の精神が監獄事業其他の事業に比しまして頗る薄弱であると云ふ様には迄多少調べまして見て居るのでございます、然し犯罪の豫防につきましては感化事業は監獄事業よりも又是に附帶する所の事業よりも頗る樞要なるものであると云ふことを感じて居ります、なぜか申しまするに今日我邦ばかりでござりませぬ歐米各國の犯罪人に關する問題と云ふものは如何なるものに向つて中心を置いてゐるか、と云ふと習慣犯と云ふものが殖へて來ると云ふことが刑法學者監獄學者の頗る憂へて居る所であります、其習慣犯と云ふものは百分比のどの位になるかと申しますると我邦にては百分比の七十五以上あります、歐羅巴各國へ往きましてもフェリナなどが調べました所では専ら英吉利佛蘭西獨逸等は百分比の七十若は七十五位の習慣犯があると云ふことであります、ソコテ今日此習慣犯者の處遇法を改良すると云ふことが刑法又は監獄問題の中心點となつて居る様に思

はれます。どうしてならば此習慣犯を減して刑の目的を達することが出来るかと云ふと各種の研究を積みましたる末にどうしても之は不良少年を改良しなければならぬと云ふ問題が起つて參つて居ります。習慣犯者にはどうしてなるかと申しますると十七八歳から廿四五歳の間に彼等は習慣犯者になる基を啓くのでありますからどうしても此習慣犯者を減するには未成年犯罪者若くは不良少年の改良感化と云ふことに歸着致しまして遂に監獄事業は此感化事業に重きを置くことと云ふ様に今日各國共になつて居るのでございます。此感化事業は監獄事業と比較致しまして頗る幼稚でございまして初めて感化院と云ふ名稱を以て出来ましたのが千八百廿四年即ち北米合衆國紐育州の「ハウス、オフ、ニューヨーク」で世界で最も古いものであります。それから千八百三十三年に獨逸の漢堡に「ラウヘス、ハウス」と云ふのが出来ました。之は私立であります。之が模範となりまして遂に佛蘭西で千八百五十年に感化法が通過致しました。英吉利では千八百五十四年に感化法が通過致しまして各國共此事業を争ふてやつて居ると云ふ有様になつて参りました。どうしても刑の目的と監獄の目的を達せんとするに不良少年の改良事業をやらなければならぬ様になりまして北米合衆國の各洲は大抵私の調べました所では州立感化院が一、二ヶ所はございまして又宗教家或は慈善家の補けに依りまして各州到る所必ず數

箇の感化院が設立してありまして多きは八百人少きは百人或は七八十人と云ふ様な小仕掛の感化院が出来て居りました。亞米利加では此等の感化院に居ります所の子供が大抵壹萬五千人程であります。又英吉利の感化院兒は三萬三千百人であります。さうして此感化事業と云ふ者が餘程成功を奏しつゝある様に思はれます。此亞米利加に實施致しました感化制度に依て見ますると州立感化院でも私立感化院でも大抵「ファミリー、システム」Family System」と申しまして子供が百五十人居りますならば五軒の家を造りまして一家族に三十人位置きまして其一家族の内には風呂場もございします。し敷場もございします。し其他色々な室がありまして歸り一家族の者が其所で獨立の生活の出来る様に致しまして其五家族に一人の院長があつて之を取締る。又其一家族の内には家族長が必ず夫婦連でございまして規律上にとり其他凡ての事柄を世話致します。又教師は大抵女でございまして教育を掌る。又家族中に「メツロン」と云ふも者がありまして其家族の母となりて子供の世話をするとになつて居ります。さう云ふ者が五軒もありますと百五十人の子供を收容する事が出来ます。さうして居ります。是を五家族と致しまして院長か是を總轉致して往くとになつて居ります。さうして仕事は色々ございしますけれども多くは御承知の通り亞米利加は原野が澤山ある所でございしますから農業を重むに致しまして是に附帶して靴工

大工鍛冶工、左官と云ふ様な職業を教へましてやつて居りました。實業教育及宗教の教育などの方法は行届いて居ります。一番感化院事業の成效致して居りますのは英吉利でございます。まして世界各國監獄事業感化院事業に熱心に従事して居る國は澤山ございます。どの國へ行きましても犯罪人は年々殖へて居ります。が單り英吉利のみは犯罪人が毎年減つて行くはどう云ふ譯かと研究します。に之には種々原因がございますけれども其重なる原因は感化院の事業が世界各國に比して英吉利はズツト進んで居ると云ふと言ふ様になりました。英吉利は大抵我邦と同じ位の國でございます。まして犯罪人が何人あるかと云ふと大抵三萬人足らずでございます。さうして感化院には何人居るか。と申しますと先刻申しました様に三萬三千百人と云ふものが居ります。それで我邦と比較致しますると殆ど半數はか英吉利には犯罪人が居らぬはどう云ふ譯かと云ふと監獄へ行く前に感化院に於て子供を改良致しまして彼の英吉利の有名なレツドヒルの感化院では百人の内九十五人までは感化されると云ふ報告に接するのであります。若是が日本の如く三萬人が皆監獄へ送られるとでありますれば是等が習慣犯となりまして犯罪人が英吉利には年々殖へる譯であります。が之を監獄外に於て防いで居ります。が我邦に較べまして半分以上少ないことになつて居ります。さうして英吉利の感化院には二種類ありまして一は感

化院と名付け一は工藝院と名付けまして感化院へ参ります方の子供は十四歳以下で六歳まで工藝院の方へ参りますものは十四歳以下であります。犯罪分子の最も少ない其家の子弟若くは誤つて犯罪見た様なことをした子供の参ります所でございます。此二種の感化院が英吉利にどの位あるかと言ひます。二百二十九ヶ所でございます。さうして以上申上げます所の子供の數を收容して居りまして毎年の經費がどの位い使つて居るか。と申します。と大抵五百萬圓程であります。素より其五百萬圓と申しますものは政府から出るのが重なるのみならず又民間有志家及不肖少年を持つて居る所の親の方から徴收することになりて居ります。考へます。に我邦の監獄費は殆ど四百五十萬圓を費して其目的を達することが出来な。いが英吉利は我邦の費す丈けを感化院の方に費しまして斯様な結果を見ることになつて居ります。詰り監獄の改良は素より大切に相違ありませぬけれども犯罪人を減少すると云ふことは確かに不肖少年の改良にあると云ふことは學者も實務家も是を證明して居る所でございます。それで此感化院がどう云ふ風に實行されるかと云ふことは將來の問題でございます。が實に我邦に取りましては樞要な問題でありましてどうしても此感化事業が成功せぬ限りには犯罪者を減少すと云ふことはむづかしいであらうと云ふことを考へまして種々是を調べて居るこ

とでございませぬ。亞米利加は私の見ました所では感化事業が盛んではありまするけれども英吉利の様に盛んではありませぬ。どうも英吉利が一番世界で盛んなる様に思はれます。若し我邦に於きまして此感化院事業が出来ました曉には此事實の上にならざるに於きましては次官閣下より御話もございませぬ。様に餘程慎重に考へませぬと初めての仕事であります。官閣下より或は失敗する様な恐はないかと云ふ様な杞憂を懐いて居ります。亞米利加風の感化事業は善い善いけれども極く宜しい方法ではないと思ひます。私の見ました所では餘り規律的に流れまして家族長が恰も看守の様に見張つて居ります。アンでは家族法を實際に徹底することは出来ぬたらうと思ひます。どうしても家族法は規律もなければなりません。又實際上に於きまして愛情或はさう云ふ所の分子が多く加はらなければなりません。此の家族制度を實行するには院長に人を得なければならぬと云ふことは勿論であります。最早や時間がございませぬから亞米利加で視察しました詳細の事を申し上げることは出来ませぬが亞米利加の感化院英吉利の感化院には決して塙と云ふものはございませぬ。唯當り前の家族の様に小さい垣をして逃げ得る様に出来て居ります。それで多少は逃走はありますが塙などはしてございませぬ。それは却て實際やつた人の考では子供

の教育上宜いと思つて居ります。若果して我邦のもの之を家族制度に採ることになりませぬれば塙は亞米利加風にない方が宜いと考へて居ります。是は未決の問題であります。時間もございませぬが充分申上げることが出来ませぬが前條大略を申し上げまして御参考

○主義の疑惑

孤 松 生 君

噫誰か謂ふ、我國獄監改良の方針、未だ定まらずと、否我國獄監改良の方針、既に定まれり、即其の言に曰く監獄を改良する須らく先づ監獄費を國庫支辨に移し、以て監督權の統一遇囚の公平を謀るべしと、次に曰く獄舎を改築し、以て檢束の道を嚴正にし、諸般の弊習を防遏すべしと、又曰く監獄衛生を改良し、以て罪囚の健康を保全し、自由刑の本質に乖くなきを期すべしと、更に曰く監獄の作業を發達し、以て罪囚出監後生活の資を與へ、且監獄收入の増加を謀るを要すと、尙曰く監獄の教誨を改良し、以て罪囚を感化教養せざるべしと、更に又曰く司獄官の待遇を厚ふし、其人を得て以て、長く職に在らしむべしと、之即其の

主義方針也とし、我當局者の曾て諄々吾人に教へし所にして、吾人も亦篤く是を信する者也

然るに予今之か施設實行する所を見るに、其の所謂監獄改良の主義方針とは、如何なるものなるかを疑ふに至りし也、請ふ予に少しく言ふを許せ

吾人か多年當局者と共に渴望したる監獄費國庫支辨は、今將さに實施せられんとす、然れども彼の所謂行刑の統一、遇囚の公平等の方針は、未だ表示せられざるのみならず、其の主管は却て司法省に移され、而かも之か監督は依然地方廳の下に在るに非らずや、是果して之か施行の目的に適ふものなる哉、之れ予の解する能はざる其の一也

獄舎の改築は既に或る府縣は施行を決定し、今や其の設計畫策を爲しつゝありと、然るに未だ建築法の標準をも決定せられず、又之か監査調定の任に當るべき技術官の施設をも之なきか如し、巨額の金を支出し、此事業に經驗なき者に對し、國家百年の大計を爲さしむ、是果して之か改築の急を絶叫したる目的を達し得べき哉、殊に予の怪訝に堪へざるものは、曩きに當局者は吾人に曰へらく、獄舎の構造は煉化若くは石造なるを要すと、且つ其の理由に曰く煉化若くは石造なる時は之を永遠に保存し得べく、曰く檢束の嚴正を保ち彼等の非望を絶つを得、隨て戒護者を減少し得へし、曰く火災等の爲め人命を危ふするの虞

なし、曰く監房執役者に如何なる器具をも配與し得へき等、其利益舉て數ふべからず、然れども若し之を木造とする時は、總て此等の利益を得る能はずと、其の論や理にして其の説や善し、然るに頃者聞く處に依れば、或る特定の地を除くの外は、皆之を木造とする方針なりと、之或は經費上止むなきに出づるものならん乎、若し夫れ然らば其の竣工の期を延長せば可也、何を苦んでか恚る、幾多の利益を没却する乎、之果して百年の計策として其の當を得たるものならん哉、之予の解する能はざる其の二也

衛生の改良を計り、罪囚の健康を保全せんと欲せば、監獄醫其の人を得されば能はず、苟くも之を得んとせば、其の人に相當する俸給を要する勿論なり、然るに今後之か給額豫算は、平均三十五圓なりと聞きぬ、物價昂騰の今日、此額を以て善く専門家を僱聘するを得べき乎、是果して監獄衛生の改善を、眞に必要とする旨趣に適ふべき哉、之予の解する能はざる其の三也

監獄の作業は、罪囚の怠慢を匡正し、其の習慣を涵養するに於て、又彼に出監後生活の資を與へ、再び犯罪者たらしめず、即行刑の目的を達し併せて監獄の收入を増加する等、之か改良急務の條件たりとは、予の特に屢々聞く所なりし、然るに國庫支辨の實施せられんとする今日、尙未だ之か方針に就ては、何等の詮議なきのみならず、却て改良に阻害を與ふるか如

き説示あるを見る、他なし監獄の收入比較的寡少なるが故に、之が増加を計るべしと、予は甚だ怪む、頃日聞く所に依れば來年度收入豫算を再調し成るべく増加すべしとの事は也、予謂らく之を提出するに當り、杜撰不精の調査を爲したる者は兎もあれ、否らざる者は焉そ克く之を増加し能ふべけん哉、收入の増加を督勵するは素より不可なしと雖ども、之が改善の主義方針をも示さるるに先ち、其の増收のみを切々として督勵する、之或は倒行逆施に非ざるなき乎、左なきたに動もすれば作業收入の多きを以て之が改良の主要なりと思惟する者あるに非らず乎、是果して其の順序として宜しきを得たるものなる哉、予の解する能はざる其の四也

監獄の教誨をして、寔に罪囚感化の効あらしめんとする乎、是亦教誨師其の人を得ざるべからず、其の人を得る廣く之を迎ふるの門戸を開放し、神佛耶は勿論、儒者にまれば、學者にまれば、苟くも其の任に當らんとする慈善の士あらば、禮を厚ふし辭を卑ふし、以て之を歡迎すへき也、然るに事爰に出てざるのみならず、彼の巢鴨教誨師問題以來、堅く門戸を閉鎖し餘人の入るを禁し、或る一宗派の特有の如く爲したるに非らざる乎、而かも之が改良を望む、是果して木に縁りて魚を求むるに類するなき哉、予の解する能はざる其の五也

監獄官の待遇を厚ふし、以て其の人を得且永く其の職に在らしめざるべからずとは、是亦

吾人の常に聞きつる所也、夫れかあらぬか予其の故を知らずと雖、頃日典獄の俸給令は改正せられたり、呼典獄の俸給令は實に改正せられたる也、然れども其の級の最底は、郡長及び島司に等し、其の最高は、即警部長の最低級に同じ、而かも之を六階級に分かれたり、由之觀之、此改正は蓋し地方官一般の俸給を改むるの必要上、典獄も亦之に附隨したるものに非らざるなき乎、是果して其の人を得んか爲り、之が待遇を厚ふすとの旨趣なる哉、予の解する能はざる其の六也

又曰く凡そ監獄の事業に従事する官吏は、總て其の職に永くあらしむるを要すと、然るに我國監獄の中樞即吾人の主腦となりて其の主義方針を一定し、常に吾人の嚮ふ所を指示する、監獄局長の交迭は奈何、監獄局を特設せられし爾來、未だ二箇年を出ざるに、此長官の交迭既に四回に涉りしに非らず乎、是果して長しと謂ふを得べき哉、予の解する能はざる其の七也

爰に於てや、予の不肖其の所謂監獄改良て、主義方針なるもの、孰れに存ざる乎を解する能はず、予今は即暗黒の中に彷徨し、苦悶呻吟其向ふ所を知らず、噫予に同情を寄するの士在る乎、庶幾くは予の爲めに明解を與へ、以て予を此迷界より救援せよ、敢て以て至囑す予終りに臨んで、大に祝賀せんとする一大盛舉あり、升は他なし、頃者典獄の改正俸給令、發

表と同時に、全國の典獄中二三氏を除くの外、無慮四十有餘名、皆悉く増俸せられたる事是也、蓋し此舉や、國家か誠に善く、有効者に酬るの道にして、將來賢者を進め、能者を勵ます所以也、故に予は國家の爲め又諸氏の爲め、太白を擧げて大に祝賀せすんは非らざる也矣

○條件附裁判論

(二)

小山 松吉君

次に條件附裁判制度の施行を試みたるを英國とす、一千八百八十七年法律を以て裁判官は初めて罪を犯したる者に對し其刑の宣告を猶豫するの權を有することを規定したり、有名なる初犯者試験法即ち是れなり、炯眼なる英國の當局者はマッサチュセツト州の新制度の有益なるを看破するや、一千八百八十六年試に之をニューゼーランドの殖民地に實施し、其成績の見るべきものあるを認め、茲に入十七年八月八日の法律を以て本國に實施するに至りたるものにして、英國の一部には既に八十六年より施行せられたるなり、ルードウヰヒ、グルーベル博士は一千八百八十九年フリュツセルに開きたる列國刑法學者會議に於て、同法施行の状況を詳に報告したり、其大要に曰く、英國に於ては竊盜詐欺取財

其他二年以下の禁錮に相當する被告事件に付、有罪の判決を受けたる者、先に處刑せられたることなき時は裁判官は被告の年齢、性質、犯狀等を審按し、呼出に應じ何時にても裁判所に出席すること、試験期間は必ず平和にして善良なる品行を維持することを誓約せしめて試験に付する爲、假に刑の執行を猶豫することを得、裁判官は右の條件を履行せざる被猶豫者に對し、令狀を發し拘引することを得、而して其訴訟手續を按ずるに、裁判官は被告に對し刑の宣告猶豫を言渡す場合と雖も、必ず通常の手續に従ひ審理をなすべきものとす、故に證人は宣誓を爲さしめたる後訊問し證據物件は之を示して證據調を完結することを要す、證據調を完結するや裁判官は被告に對し、有罪なりと認むるも刑の宣告を猶豫すとの言渡をなす、故に被猶豫者其身を修むること能はず再び裁判官の面前に引致せられたるときは、裁判官は之に對し、本官は再び證據調を爲さず單に刑期を宣告すべしと告げ再び審理を開始することなく、前に完結したる調査に基づき刑期を量定して宣告を得ざるのみならず、刑の宣告を猶豫すとの決定に對しても亦不服を申立つることを得ず、條件附裁判の審理は之を公開し、新聞紙の如きは其状況を記載し且宣告猶豫を受けたる者の氏名を特に報導せり、英國に於ける被猶豫者の試験期間は統計上平均二年なりと

す、宣告猶豫は初めて罪を犯したる者に對して、行ふものなるを以て如何なる場合と雖も同一の被告に對し兩度其言渡を爲すことなし、故に猶豫を得たる者品行善良にして一定の試験期間を経過したる後と雖も更に非行あるときは之に對して宣告猶豫を與ふることなし、何となれば被告は前に無罪なりとの判決を受けたるにあらざるを以て宣告猶豫の爲に初犯者なりとの利益を得ること能はざればなり、英國に於ては罰金刑に對しては條件附裁判を適用せず、是れ該制度が初犯者の入獄を避くるか爲に設けられたる趣意を貫きたるものならん」

完全なる立法を以て條件附裁判の思想を實行したるを白耳義とす、一千八百八十八年五月三十一日假出獄并條件附裁判に關する十箇條より成る法律を公布したり、而して條件附裁判に關するものは左の二條なりとす

第九條 第一審及第二審の裁判所は、一個又は數箇の刑を言渡したる場合に於て、主刑又は補助刑のみにて若くは主刑補助刑を併科したる結果、六月以下の禁錮に該り且前に重罪又は輕罪の刑に處せられたることなきときは、理由を附したる裁判決定を以て裁判所より定むる一定の期間判決の執行を猶豫することを得、此期間は五年を起ゆることを得す

猶豫を得たる者、右の期間重罪又は輕罪の新判決を受けるときは、前の判決は消滅したるものとす

之に反する場合に於ては、猶豫せられたる刑と後に言渡されたる刑とを併科す

第十條 本法實施の成績は毎年之を議院(Chambers)に報告すべし

佛國は一千八百九十一年三月二十六日刑の加重減輕法と稱する法律を公布し、初めて條件附裁判を實施したり、法律の公布は九十一年なりと雖も其草案は七年前に於て世に公にせられたり、一千八百八十四年五月二十六日元老院議官ペーレンツエは之を元老院に提出し、院はペーレンツエ外數名を委員とし慎重なる調査を爲さしめ、其報告(一千八百九十年三月六日議事録の附録として公にせられたり)を聽き遂に法律として議決するに至りたり、故に條件附裁判の思想を立法上先づ實行し、新制度に先鞭を附したるの名譽は白耳義に在りと雖も、佛國が早く其立法に着手し天下の氣運を動かしたるの功績亦没すべからず

佛國の加重減輕法に依れば第一審及第二審の裁判所は、被告に對し禁錮又は罰金を言渡したる場合に於て其被告の前に普通法の重罪又は輕罪の爲、禁錮に處せられたることなきときは、之に對し其判決の言渡と共に理由を附したる決定を以て、刑の執行を猶豫する

旨の宣告を爲すことを得、被猶豫者若裁判宣告後五年間普通法の重罪又は輕罪の爲、禁錮又は禁錮以上の刑に處せらるべき訴追を受けざるべきは、前の有罪判決は消滅したるものとす之に反し再ひ罪を犯し刑の言渡を受けたるときは先づ第一の刑より順次執行し第二の刑と通算することを許さず、刑の執行を猶豫する場合と雖も訴訟費用及損害賠償の辨濟は之を猶豫することを得ざるのみならず附加刑及刑の言渡の結果當然生ずべき無能力も亦猶豫の限にあらす但五年經過後判決消滅したるときは同時に附加刑及無能力は消滅するものとす、裁判長は刑の執行猶豫を言渡したるときは、被告に對し今後五年間再び重輕罪を犯し禁錮以上の刑に處せらるべきときは、第二の刑を通算することなく刑法第五十七條第五十八條に依り再犯加重例に照し、處斷すべきことを告知すべきものとす、執行猶豫の言渡は之を明かに公判始末書に記載す、被猶豫者若五年間再び訴追せられざるべきは、以後當事者に下付する抄本には之を記入するを要せず

佛國の條件附裁判制度は被猶豫者の言渡されたる刑期に制限なきを以て、陪審裁判所の管轄に屬する事件と雖も情狀輕き初犯者に對しては之を適用することを得、是れ白國の制度と異なる要點なり

以上は條件附裁判制度沿革の概要なり、各國制度の一般は以て知るを得べしと雖も其利

害得失を探究せんと欲せば更に進んで其實況を探究するの要あり乃ち項を更めて最も適當の沿革を有する白國に於ける經過を説明すべし

(未完)

海外通信

小河滋次郎氏 通信

○外遊雜記 第二回

(五月廿五日若山氏接手)

拜啓小生出發前は別して僚友諸君の御厚庇を蒙り御懇情の段唯々感泣の外無之言はぬは言ふに勝ざる小生の心中偏へに御諒察奉願上候尙ほ又出發前遠近各地方の僚友諸君より電報又は郵書を以て御懇篤なる御送辭を賜はり難有奉感謝候一々御禮可申上之處取込中是亦其意を得ず容儀之段不懇御推敬破成下度候將又外遊中時々僚友各位へ御通信可申上之處是は小生今日の境遇に取りては到底時と力の許さる處に候間此の外遊雜記と題する協會宛の通信を以て僚

友各位に對する通信の責任を解除せられ候様押付ながら願上申候

外遊雜記の旨趣前段の通りの次第に候間此に記載候處のものは強ち監獄に關する事項のみに限らず目に觸れ耳に聽く所のもの何くれとなく雜駁多端に涉り可申自然若し監獄専門の本會雜誌に不當と認められ候廉も候はゞ無御遠慮掲載御見合はせの上原稿丈け協會の書籍室へなりと御保存被下度候若し御掲載の上は乍御手数十分親切周到なる御校合不悞願候船は「インプレス、オブ、チャイナ」と稱し「カナデア」、パシフィック、レールウェイ、コンパニー」(加奈多太平洋鐵道會社)に屬し容積六千噸速力一時間平均三百五十五海里米國行最近の航路を通ひ候ものに有之(今より凡そ二十三年前までは米國行は唯だ橫濱桑港間の一航路のみにて此間凡そ四千七百海里

日數凡そ十七八日間を要したりと云ふ加奈多紐育間の横断鐵道竣工以來新たに此の最近航路を開くに至り横濱及び「パンクーパー」の距離凡そ四千三百海里、日數十二三日間を以て達するを得べし)上等船客七十五名(百名内外を容るゝの船室を有す)中等客十數名下等客日本人及び支那人を併せて四百名以上、船員は艦長以下火夫給仕人等凡べて二百名計り余輩監獄眼を以て之を見れば宛然たる模範的「監獄なり」と謂ふを得べし(限られたる一小天地に於てすべての社交的自由の快樂を制肘せらるゝの點より之を見るも船中生活は内容に於ても頗る監獄生活に髣髴たる所あるを見る)

上等船客の同行日本人は九名にして此内社會雜誌主筆の高木正義君(文科大學講師)及び佛教青年會幹事にて政教雜誌主筆を兼ね例の集鴨事件及び宗教法案の運動家として有名なる近角常觀君(文學士)並びに衆議院議員野間五造君の三氏は小生曾識の友人に有

之就中高木學士は多年歐米に留學せられ候經驗家の事として船中始め萬事好都合を得候事を喜び居り申候右三氏の外大久保島取縣知事の令弟石原雄熊君も同行に有之候

同行者の用向は所謂十人十色、高木君は東洋「メンヂスト」派大會に出席の爲め、近角及び池山(獨逸協會學校出身)の二君は歐米宗教制度取調の爲め森(大阪市會議長)及び小林(工學士)の二君は築港及び都市行政視察の爲め、三原(香港在勤郵船會社支店長)君は桑港に聞く東洋郵船會社聯合會議に出席の爲め、笹原君(新潟製鐵所技師)は各國製鐵及び石油事業取調の爲め、野間君は政况視察の爲め、石原君は留學の爲め等各々其色別けを異に致し居候事とて話料また多岐に涉り就中熱心なる近角君の宗教論、輕妙なる野間君の政治談、快濶なる森君の經濟論、奇警なる高木君の社會觀、周密なる三原君の實業論など氣焰萬丈、毎夜早くも一時を過ぎ時としては夜

を徹し候事も有之申候

下等船客中日本人二百名内外も乗込み居候由に有之多くは江州又は尾州邊の者にて「パンクーパー」沿岸地方の漁業に従事する目的を以て渡航するとの事に御坐候中には十二三歳前後の少年も四五名交はり居り申候唯だ遺憾ながら如何に下等船客と言へ其身、裝餘りに賤く殆んど下等支那人と兄弟たり難き醜狀を露はし居り候事に有之此邊は何とか當局者の一顧を煩し度きものと存候

「パンクーパー」航路は北緯四十五度以上五十度近くの邊を經過候故(千島群島以北)寒氣非常に強く航海中三回程降雪に遭ひ申候(出發當日僚友諸君より毛布の惠贈を蒙り實は既に可なり厚手の毛布一枚携帶致し居候事故此上の惠與は却て難有迷惑ならんとの感も有之候處實驗上一層其賜の厚きを感謝致し申候)

航海は先づ概して平穩と申す内に連日風波強く船体

の動搖非常に甚しく二週日の長き殆んど一日として食卓に框を取外づし候事無之候曾て印度洋航路の經驗に依れば六週間で食卓に框を用ひ候事は僅かに三四回のみにてソレとて二日も三日も繼續致候事は無之と肥體致し申候乍去幸に甚しき船病にも罹り不申僅か最初の内一日間程食卓に就くを怠り候外爾來何事もなく先づ一行の健康家中に數へられ居り申候一行中始めより少しも船病を患へざりしものは獨り大久保君の令弟のみに有之最も弱きは三四晝夜も全く絶食候向も御座候船に酔ふ苦みはまた格段のものにて獨り露床の上に呻吟しつゝあるときは其心淋しきこと言ふ計りなく妄念百出或は囚人監獄生活の境遇を想ひやり或は寧ろ身を囚人の境遇に投じて船中生活などはせぬものよなきの妄想も起りソレハ

誠狂氣デミタものに御座候

前段申述べ候如く此度の航海は船体の動搖甚しき爲め執筆甚だ困難に有之不十分ながらも此位の通信を

認め候杯は小生に取りては餘程の勉強と御察し可被下候

船中備付の新聞紙中近着の獨逸刊行の新聞紙有之閱讀の際偶々本年の議會に於ける普國監獄費の議事筆記を散見致候に付き御參考の爲め其要領を譯載可仕候

監獄行政費ノ欸 (本年二月十七日)

議員「イムワルレ」氏(保守黨)

監獄行政ノ統一ヲ期スルカ爲メニ監獄監督權ヲハ内務又ハ司法ノ何レカニ歸一セシメゾトハ議會多年ノ希望ニシテ此希望ハ每期議會ニ於テ殆ソト一回トシテ發表セラレザルコトナク政府ニ於テモ亦タ敢テ異議ナキモノ、如シ監督權分割ノ弊ハ作業給與其他一般監督經濟ノ上ニ於テ年々益々顯著ナルヲ見ルノ事實ハ當局者ノ詳悉セララル、所ナルヘシ余ノ所見ヲ以テ之ヲ言ヘハ行刑ハ當然司法大臣ノ職權トシテ監督スヘキ任務ニシテ余ハ何カ故

ニ行刑ノ一部ヲ内務大臣ノ所轄ニ歸セシムルヤヲ疑ハサルヲ得ス政府ハ議會ノ希望ヲ容レテ速カニ監獄監督權ノ統一ヲ斷行センコトヲ望ム

議員「リツケルト」氏(自由黨)

監獄監督權ノ統一ヲ望ムノ旨趣ハ余モ亦タ前論者ニ同シ然レトモ行刑事務ヲ以テ當然司法大臣ノ所轄ニ歸セシムヘシトナス論旨ニ賛成ヲ表スル能ハス余ハ囚人ノ改善ヲ圖リ且ツ監獄作業ヲシテ自由勞動者トノ競争ヲ避ケシムルカ爲メニ成ルヘク囚人ヲ農業其他公共的外役ニ従事セシムルノ方針ヲ取ラレゾトヲ望ム

政府委員「クロロ」氏

政府ハ數年以來成ルヘク囚人ヲ農業等ノ外役ニ従事セシムルノ方針ヲ取リタル結果トシテ今日ニ於テハ各州殆ソト農業ノ設備アラサルハナシ今日ノ實況ニ據レハ農業ノ外大ナル公共事業即チ道路開鑿溝渠修築等ニ千人内外ノ囚人ヲ使役セリ政府ハ

將來ニ於テモ行刑ノ目的ニ反セザル限り適當ノ囚人ヲ撰ソテ外役ノ範圍ヲ擴張スルノ方針ニシテ必ラス其成績ノ良好ナランコトヲ期ス

議員「カンク」氏

政府委員ノ説明ハ余ノ大ニ満足ヲ表スル所ナリ司法部内ニアツテモ亦タ果シテ此方針ヲ取リツ、アルヤ否ヤ政府委員ノ答辯ヲ望ム

司法大臣「フチン、ラインハトベン」氏

内務司法兩省ヲ通シ行刑ノ目的ニ一致スル範圍ニ於テ有益ナル農業其他公共的外役ヲ獎勵スルノ方針ヲ取レリ但シ之レカ爲メニ自由勞動者ノ妨害タラシメザランコトヲ努ム實際ニ於テマタ其弊害アルヲ認メス

此間政府委員「クロロ」氏モ亦タ外役ト刑罰ノ原則トノ關係ヲ述ヘ漫ニ重キテ外役ニ置クノ危險ナル論旨ヲ詳述スル所アリ

議員「フチン、ヤゴ」氏

余モ亦タ監獄監督權ノ速カニ統一ニ歸センコトヲ望ム者ナリト雖トモ余ハ刑罰ニ依テ囚人ヲ改良感化センコトヲ希望スル點ヨリ「イムワルレ」氏ノ説ニ反對シテ監獄監督權ヲ以テ總ヘテ之ヲ内務大臣ノ所轄ニ歸屬セシムルニ至ランコトヲ望ム

司法大臣「フチン、ラインハトベン」氏

所轄問題ニ就テハ政府ニ於テ未タ一定ノ議ナシ然レトモ今日ノ制度ハ必スシモ急ニ之ヲ變更スルノ必要アルヲ認メス

議員「リツケルト」氏

余ハ政府ニ向ツテ切ニ監督權ノ統一ヲ斷行セラレゾトヲ望ム政府ニ於テ一定ノ議ナシト謂フハ内務司法兩大臣カ各々其見解ヲ異ニシテ相一致スル能ハスト云フノ意ナラン政府ハ宜シク速カニ閣議ヲ開テ此問題ヲ決定スベシ

此他尙ほ感化事業及び免因保護の費用に對して現今の如き小額の補助費にては到底其目的を達し能は

さるべきを以て將來に於ては一層多額の經費を要求すべしとの議員「シミツド」(保守黨)氏の發言に對し司法大臣は再犯増加少年犯罪者の増加等の實況を述べ尙ほ大藏大臣とも協議を遂げたる上次期議會までには相當の費用増加を要求すべしと答辨し異議なく監獄費を通過せしめたる上尙ほ議員某氏の提出に係る「ゾネンアルグ」の地方監獄に於ける官舎數棟の増設費若干を可決せり

船中に於て

四月二十三日

岳洋生

○外遊雜記 第二回

(五月三十日中村氏接手)

四月廿五日午前八時「パンクローバ」港着上陸後領事館訪問(領事清水氏)電氣鐵道にて市中見物開港以來僅かに數十年の経過なるにも拘はらず其の繁華なること驚くべし午後二時「加奈多パシフィク」横貫鐵道

に乗込み廿六日有名なる「ロッキー」山を超へ(鐵道の通する最高の處は海面を抜くこと五千三百尺積雪を見る寒氣凜烈人工の精妙此に至て極まると謂ふべし)廿七、廿八の兩日は滿目際涯なき荒蕪なる原野の内を進行し廿九日午前八時半「シカゴ」に安着せり廿七日午後十時英領加奈多と北米合衆國の國境「ポルター」に於て税關の檢定を受く豫想の如く頗る嚴密にて余が携帶品の如きも危く課税せられんとする所なりしも同行者高木氏の配慮に依り幸に無事通過するを得たり携帶品中税關官吏の最も注目する所となりしものは留岡兄より某氏へ贈進の爲め預かり來りし銅製の蟹の置物は是れなり蟹故俄かに通過するを得ざりしも理りなりとは古るい洒落なり

「シカゴ」は北米合衆國第二の大都にして人口繁殖の速かなると物價の高直なるは全世界無比と稱す千八百四年比(今より凡そ百年前)の創始に係り千八百三

十一年(凡そ七十五年前)頃は僅かに人口百人餘の小部落に過ぎざりしも千八百五十年には人口二千餘を有する小市街をなし超へて二十年即ち千八百七十年には人口三十萬餘を有し新世界樞要の貿易市場の一に數へらるゝに至れり千八百七十一年大火の爲め全市殆んど焦土となりしも忽ち恢復して千八百八十年には人口五十萬餘ノ増加を見現今に於ては人口總計凡そ百二十萬餘を有するに至りたりと云ふ「市は「ミチガン」の湖水に濱し「シカゴ」及び「カリメット」川の河港にあり北米の中央に位し四通八達の便利あるを以て商工の業日を追ふて益々繁榮に趣き今日に於ては殆んど紐育市を凌駕するの勢あり(千八百九十三年「ヨーロッパ」四百年の紀念の爲め萬國博覽會を當市に開きたる時に於ては一時外人の入り込みたるもの二十万人の多きに達したりと云ふ)市中到る所「ターナル、カア」、電氣鐵道、馬車鐵道、瀛車等の設備あらしまるはなく交通の便利極めて完全せり故に市中

の往復には殆んど馬車を用ふるの必要なし當市着の當日は日曜日なりしを以て終日市中の見物に暮らし何事も爲さず翌三十日午前留岡氏の紹介書を齎らして慈善事業の大家「ハート」氏を訪問種々同氏の高説を聞くことを得午後は同氏の案内に依り幼年犯罪者の審理法廷を傍聽す(是れは所謂條件付裁判の如きものにて其實況を見て裨益する所少からず)同日「ホテル」に於て「ハート」氏に晚餐を饗す(留岡兄より同氏へ贈られたる品は正に相届け申候何れ同氏より直接兄へ禮狀を贈るべしと申され候)五月一日「ハート」氏の案内に依り孤兒院、貧民院、及び地方監獄(ハウス、ナブ、コルレクション)參觀監獄は殆んど製造場の如し在監人凡そ千二百人外形的設備は完全せるも實質に於ては間然すへき所多し之に反し孤兒院貧民院の整備は欽羨の外なし此兩者は悉く婦人に由つて管理せらる、私人的慈善事業にして資金豊富孤兒院は二百五十人貧民院は三百五十人

を收容するに足る

五月二日「ハート」氏の助手「クヌー」氏（留岡兄の友人なりと云ふ）夫婦の案内にて市街を距る二十五哩「クランウード」の感化院を見る院長「ヂウドル」氏は二十年來此事業に従事し其間英佛獨等諸國の感化事業を研究し斯道に取りては有數の經驗家なり本院の收容生徒は男兒に限り總數二百七十四人大体家族の組織に由つて管理す歐洲各國に於て見る所大に其趣を異にす北米中屈指の模範的感化院の一に屬すと云ふ院長より午餐の饗應を受く感化生二名給仕をなす院長は余等一行の爲めに感化生百餘名宛を教場を集め授業の實況を參觀に供す院長の請ひに依り余は獨逸語を以て前後二回の演説をなし「クヌー」氏英語を以て通譯す演説終つて感化生の唱歌あり本院所在の地は原野にして開豁寂寥殆んど無人の境たり所屬耕地三百「エーカー」計り馬十五頭牛四十五頭を有す農業の傍ら靴、指物、鍛冶、洗濯、麵粉焼等

の作業あり授業手は男子にして事務、取締、教育等のことは凡べて婦人をして之れに従事せしむ夜に入り歸寓「クヌー」氏夫婦に晚餐を饗し終日余か爲めに案内の勞を取られたる厚意を謝す

感化院孤兒院貧民院等は凡へて個人的慈善の事業として成立す（尤も感化院の如きは多少公費を以て之れか補助をなす）雖も其の額は極めて僅少なり）一個人にて數万若くは數十万弗の寄付をなすもの少からず寄付金を以て建築したる所の建物には凡へて寄付者の氏名を冠して其家號となす例へは一構内五棟の家屋ありとすれば甲は澁澤家（若し澁澤氏の寄付に依つて建築せられたりとすれば）乙は岩崎家丙は西郷家丁は藤澤家（？）戊は畑家（？）と稱するが如し寄付者の氏名を冠することとは獨り家屋のみならず少しく目星き物件にも之を適用せり中には寄付者自身より其の家の定紋或は頭字を付して贈與するものあり寢臺、椅子、匙

等の類に之れあるを見る○院長と感化生との關係は眞に親子の如し其間の呼吸は筆紙を以て盡し難しどうすればこう出来るものかと唯だ敬服の外なし感化事業は唯だ夫れ人なる哉

五月三日午前「ハート」氏に就き専ら當市慈善事業の組織現況殊に窮兒保護に關する事項の説明を聽き午後「クヌー」氏の案内に依り未決監獄を視察する在監人員五百人計内幼年者二十婦人三十五人（幼年者は十六歳以上二十歳以下）建物は宏壯堅牢なれども内部の不潔、不規律驚くの外なし喫煙自在、適度（？）の飲酒も亦た之を許るし甚しきは骨牌を弄して勝敗を賭するものあり三々五々群をなして廊下を徘徊し誰れが在監人やら誰れが役人（看守の如きも別に制服を着けず）やら殆んど其間に區別をなす能はず喧騒、言語に絶つ余曾て佛國の未決監を見て其不規律の甚しきに驚く然かも彼れを以て此れに比すれば雲泥の差異あり米人をして若し佛國の未決監を一

見せしめれば其の規律正しき寧ろ其の處遇の過嚴なるに一驚を喫するならんか我が監獄に於ける未決囚の處遇に對して彼れ此れ不平がましき申立をなす者あるの偶然にあらざるを知るへし余は此點に關して「ハート」氏と談する所あり流石の「ハート」氏すら未決囚は無罪純白を以て待つべきものなりとの一點張りにて規律の必要を説くも終に其心に了解し得ざるもの、如し目今若し余に向つて監獄改良以前の監獄なるものは如何なる状態なりしやと問ふ者あらば米國の未決監の如きものなりと答ふるに躊躇せざるなり「シカゴ」到着の當日、當市新聞記者の訪問する者三名あり各々我國に於ける監獄の實況を聽かんことを求めたるに依り快く其大要を説明せり中に日本は近來英國及び北米合衆國に對して敵意あるの結果監獄に於ても英米人に對しては特に其處遇を嚴酷にすの説あり實否果して如何と質問するものあり餘り馬鹿らしき質問にて之れに對して答辨するも大人氣な

しどは思ひたれども懸々其無根の謬傳なることを話
し尙ほ實際監獄に於て外囚を處遇したる實況をも説
明し其真相を了解せんことを望めり翌日の新聞紙に
は日本に於ける監獄改良の實況と題し余が談話の要
領を掲載したるものあり其後も毎日余の行動に關し
或は裁判所を傍聴したりとか感化院を參觀したりと
か新聞紙上に掲載せらるゝものあるを見る

原氏より贈付せられたる免因保護の報告書三部及び
寫眞一葉「ハート」氏に頒贈せり

「シカゴ」に於ける視察は本日を以て略は終了したる
に依り明日は多分「チャタンプ」に向つて出發の筈同
地にては中央監獄を視察し夫れより「アトロイ」(同
地の感化監獄は留岡氏の意見の如く「ハート」氏も是
非一見すべしとの勧誘あり)に出で轉じて「ロッチエ
スター」に行き「エルマイラ」に於て大塚素氏と會合
同地には三四日間滞在大塚氏と共に充分研究を盡す
べしと豫期す紐育に着するは多分本月十日後なるべ

く本月十九日には紐育を發して英國に向ふ積りなり
十日前後より十九日までの間に於て「ボストン」「シ
ンシン」「華新頓」「ファイラアルフィヤ」等諸方巡回の
豫定なれば其間中々多忙なることと思はる「時は金」
の諺は米國に來つて眞に其の味を了解せり葦や將棋
や骨牌や獵銃を弄んで金時を浪費する間は日本の文
明覺束なきものなり人は謂ふ能く勉めて能く遊べど
僕は日本の文明の爲めに能く勉めて能く勵むべしと
謂はんと欲す監獄事業の前途は多望なり毛唐人の
「能く遊ぶ」間に勉めて怠らずんば殿米を凌駕するこ
と必らずしも至難にあらす唯だ夫れ勉勵なる哉

五月三日(日附脱記ナルル記事ニ依)
五月三日(ルトキハ三日ナルヘシ) 岳 洋 生

○外遊雜記 第三回

(山上氏接手)

第二回通信として「シカゴ」より中村典獻へ宛て差出

候郵書は御落手被下候備と奉存候「シカゴ」は北米合
衆國中の「イリノイス」州に屬し米國第二の大都會と
稱し文明發達の點に於ては歐洲にも其肩を比すべき
處少なき程に有之候得共監獄事業の意外の不進歩に
は一驚を喫し申候其概略は前便に通信致し候通りに
有之精しく物語り致し候はんには一層御驚き可被
成と存候之れに反し社會的諸般の社會事業は想像の
及はざる程に發達致し居り候摺つた揉んだの大騒ぎ
をして漸く議會の通過を見たる我が感化法實施の曉
となり全國を通じて幾個の感化院を見るに至り可申
哉恐らくは「シカゴ」地方に於ける一個人の創立に係
る規模の最も小なる感化院の十分一程の出來榮へも
覺束なかるべく誠に情けなき事に御座候此度の米國
旅行は感化事業の研究の上に大利益を得たることを
歎び申候留岡兄は此實況を十分御研究の上にて此
事業を實行せられ候事故其成績の顯著ならんことは
小生の確信して疑はざる處に候

米國は取り別けて女性の幅を利かす所と承り及び候
處實況を見るに及んで其偶然ならざることを悟り申
候米國に於ける社會的慈善事業は殆んど婦人の手に
由つて成功せられつゝありと申すも過言に有之間敷
く感化院の如き重要な仕事は悉く婦人に由つて扱は
れ居り申候是れは歐羅巴にも其例を見ざる處に候我
國にも女權擴張などの議論追々勢力を占むるの傾向
御坐候へども擴張論の前に先づ米國婦人の實況を了
解せしめ度きものに御坐候感化事業などは適當の婦
人を得て之れに當らしむること最も有効と被存候留
岡兄などは定めて此邊に御氣付も可有之御手許に於
て實地的教養を施され候様希望に不堪候

米國の監獄及び感化院等には囚人又は感化生に對し
食料の制限を設けざる處多く有之申候感化生に對し
此方法を採るは最も必要と存せられ候へども囚人に
對しても之を適用するの利害は深く研究を要し候事
と存候實驗家の説に據れば此方法却て經濟に適し且

つ感化に裨益ありとの事に候是れは兼て藤澤兄などの主張せらるゝ處に有之若し出来ることなれば我國に於ても試みに何處かの監獄にて實驗致して見たきものに御坐候

「シカゴ」以來今日まで「ジャクソン」の中央監獄「デトワイト」の地方監獄「ロッチェスター」の感化院及び有名なる「エルマイラ」の監獄等視察致し申候到る處當局者の懇切なる待遇を受け萬事好都合を得申候「エルマイラ」の典獄「プロックウエー」氏は全世界有数の監獄家に有之此人に面會して高説を聞くを得候は今回の旅行中最も小生に裨益を與へたる義と存候氏は本年七十八の高齡と申すことに有之其矍鑠たることに實に人間とは思はれ不申候之れに比すれば石澤典獄などは餘程お若い方と申さざるを得ざる次第に有之是れに付けても同典獄の益々元氣にて斯道の爲めに御盡力あらんことを希望仕候

「ロッチェスター」の感化院及び「エルマイラ」の監獄

は大塚素君と同行仕候同君は兼て北海道集治監にあつて教誨の事務に従事せられ候方に有之留學すでに五年に近し本年は歸朝の途次歐洲に渡り白耳義の會議にも是非參列せらるべき筈に御坐候小生と同船致され候本願寺の近角文學士も該會議に參列の希望有之日本よりも有志の參列者を見るを得候事は實に我監獄社會の光榮と存候

連日巡視の急行旅行相續き候爲め今朝當地着後は多少疲勞を感じ申候明朝當地監獄協會の主幹「ラウソフ」氏に面會同氏と相談の上明日以後の日程を決定可仕筈に御坐候今後一週間計りの時日を利用してボストン、コンコルド、フ井ラデルフキヤ、華新頓等へ巡回可致見込に付き隨分繁劇の事に候幸に健康は瓦全罷り在候間御安心被下度小生への書面類は白耳義公使館宛にて御發送願上候六月十日前後には同地に若の筈に御坐候

米國所見寸言

高きものは物價と家屋

勿驚二十階三十層 朝飯の代價一弗半(三圓)

多きものは

喫睡と 食物の分糧

交通機關の多きは驚くべし

苦るしきものは

日本食の喰へぬと日本の新聞紙を見る能はざること禁煙場所の多きは殊に苦しむ

本日は我が 皇太子殿下御大禮の祝日と拜承帝國萬歳を祝し申候 勿々敬具

紐育に於て

五月十日

岳 洋 生

○外遊雜記

第四回

(藤澤氏接手)

拜啓筆現益々御清健欣賞の至りに御坐候小生義今日

迄の處豫定の各地方巡見致し監獄關係事業の調査を遂げ候處昨日有名なる(勿論監獄改良歴史上の意味に於て)「ペンシルベニヤ」洲の「フ井ラデルフキヤ」東監獄を視察するに及んで米國に於ける近世監獄事業の大勢に對し一種の感慨を生じ之れが爲めに此上尙ほ遙々遠隔せる他の各州まで貴重の時日を費して監獄視察に出掛くるの必要なきを認め大塚氏杯より切なる勧誘あるにも拘はらず「ボストン」方面へ出發候事は見合はせ可申と存候「ボストン」行を見合はせ候事に就ては定めて留岡兄などよりは目玉を頂戴候事と覺悟致し申候何れ此義に就ては拜顔の上萬歳意裏開陳可仕候

華新頓府へ出向候節は折善く「ラウソフ」氏も同地へ來合はせ居られ同氏の申請に依り本月十三日午後十二時四十五分「デトワイトハウス」に於て大頭領「マツキンレー」氏に面謁の光榮を得申候大頭領に面謁の事は一向に豫期せざることして服裝等何の用意も無

之一且は辭退致し候得共旅裝の儘差支へなしとの事にて終に面謁を濟ませ申候流石は平民的建國の事とて其簡畧なるには今更ら敬服の至りに不堪候尙は同地に於ては「ラウソンド」氏の案内にて諸方見物致し申候同氏の厚情は永く紀念致し可申候同氏が米國監獄界の「チーソッチー」なることは恰かも英國に於ける「タラック」獨國に於ける「クロッチ」翁とも比肩すべく我が帝國の監獄事業に就ては殊に深き「インテンスト」を有され居り申候留岡氏より御傳言の趣は委細相傳へ尙ほ御贈品も相届け申候

「エルマイラ」に於ては典獄「プロックウエー」氏より非常の厚遇を受け滞在二日常に鄭重なる響應に與かり申候同氏夫妻とも至極健全にて能く留岡兄の名を肥臆して噂ざされ申候

「フアラアルフキヤ」監獄の「カシナー」典獄は數週前死去致し候との事にて現典獄は新任の「ヤク」に有之尤も此男は久しく「カシナー」典獄の書記として當

監獄に勤務の經歷ある者の由に御坐候尙は又「エルマイラ」に於ては「ドクトル、ウエー」氏に面會するこゝとを深く希望致し居り候處同氏も亦昨年遠逝せられ候との事にて失望限り無く候」「ポストン」行は見合せ可申候得共留岡兄より御依托の品々は多分大塚兄に托し御届け可申と存候間御安心可被下候「ラウソンド」氏は目今幼兒救養の事に専ら盡力せられ居り候由に有之留岡兄の感化事業に就ては別して深き同情を有せられ居り申候

米國に於て觀察致し候處を概評すれば善(?)と惡と兩極端に馳せ居り候様相感じ申候上等「ナル」の扱ひをなす(是れが所謂善の部)一方には亂暴なる「ソッチ」(私の成敗……人民が恣まゝに罪人を監獄より奪ひ出して殘酷なる殺戮を加ふると是れは今日尙は南部諸州に於て多く行はるゝと云ふ)もあれば地獄的監獄に拘禁して奴隸同様に囚徒の虐使を一人人に放任するものあり甚しきは支那朝鮮にも見る能はざる首

物或は苦杖等の体刑を用ひて憚らざるあり(是等に關する實例は他日の機會を見て一々證據立つる所あるべし)規律的行刑の真義は到底米國には了解し居られざること、斷言して不可なしと被存候是れは畢竟米國の監獄事業なるものが學術的基礎の上に建設發達せられざるが爲めと存候

米國に於ける裁判事務は民刑とも甚しく遷引の傾向有之候由にて新聞などにて口を極めて攻撃致し人をして昔し「ヂックメ」詩宗の著はしたる「Black

House」(有名なる小説の名)の事實を今日に見るの想あらしむとまで痛論致し居り申候過日當地の未決監を一見致し候處嘗て「シカゴ」の未決監に見る所の如く(第二信に其一斑を報道し置けり)其亂暴なるには唯だ一驚の外無之殊に官吏の下品なること意想外に御坐候最初小生共を案内致し候男は何と云ふ役名を有する男やら見るから如何にも下賤極まる人物にて試みに何程か握らせて見れば快く之を受取ると云

ふ有様、言語同斷に御坐候此の未決監は今より六十五年許りの建物にて極めて古ルビ居り申候目下同敷地内に立派なる新監獄建築中にて最初の計畫にては三十五万弗の見込なりしも竣工の上は百萬弗(？餘まり差額甚しければ始らく疑を存ず)以上にも上ばるべしとの事に有之工事はすべて受自にて本年中には出來上り可申由刑事裁判所に接続し此點には最も便利と被存候新築監房は分房制にて三百二十房を有し候乍去平均拘禁人員四百名以上ありとの義に付き建築は分房なるも事實分房は實行し得られ申すまじく典獄の如きも一房二人を拘禁すれば四百人以上は儼に拘禁し得らるべしと申して平然たる有様に御坐候總じて米國の監獄は到る處分房的建築なるも一も之を實行する所なく一房二人又は三人を拘禁して毫も怪まざるものゝ如く其實況を見るに及んで實に其亂暴なるに驚き申候

此通信は餘り欠點のみを掲げ小生の本志に背き候得

共感概の餘り思はず筆を奔らせ申候尙は最近時に於て「ラウソンド」氏外數名より組織せられたる監獄調査委員の政府に復命したる紐育洲各地監獄調査の報告書なるもの印刷相成候由にて新聞杯にも其大要を掲げ論評を加へ居り申候何れ一本入手の筈に付き追て御報知可致調査委員は紐育洲の監獄は文明の大汚辱なりとまで痛撃致し居り申候 匆々拜具

紐育に於て

五月十五日

岳 洋 生

○外遊雜記 第五回

(山上氏接手)

拜啓多年希望致し居り候北米合衆國に於ける監獄制度も各洲に涉り一ト通りの調査相濟み愈々明十九日を以て英國倫敦へ向け出發の事に相成り申候當地地方に於ける調査に就ては高木正義大塚素雨氏の厚庇を得候事尋常に非らず御承知の通り此兩氏は獨り英語

に精通せられ居候而已ならず社會事業殊に監獄事業には多年研究を遂げられ所謂斯道の専門家を以て推重すべき方々に御座候間諸事別して好都合を得英蘭に就ては一文不通の身を以て活きたる調査を遂げ得られたりと自信するを得るに至り候儀は全く右兩氏の賜と深く感謝致し居り候義に御座候尙は又大塚氏には多年北米に於ける研究を卒へられ歸朝の途次歐洲各國を經過し模様依りては白耳義に於ける萬國會議へも一有志者の資格を以て列席せらるゝ筈に有之英國までは小生と同船にて渡航の事に決定致し小生に取りては一層仕合せを得候事を喜び居り申候 本日は午前より當地を距る六十哩計りの地方に設立有之候歴史上有名な「シンクシンク」の重罪監獄を視察致し申候此監獄は御聞及も可有之極めて古風の建築にて悉皆夜間分房を以て成り房數千二百有餘、現在人員も亦千二百人以上を有し規律、衛生其他遇囚諸般の事不潔亂雜「ラウソンド」氏等(第四回通信參

考)の所謂文明の汚辱たる痛評に背かず善き事としては殆んど一の見る所なく典獄始め監獄官吏の腦中唯だ罪囚を拘禁すると云ふ考へあるまでのことにて別して看守長看守等の人物の下賤なるには一驚を喫し申候此監獄にては數週前監獄内部(多分麵粉燒所より發火したることならんとの説なれども未だ其原因を發見する能はずと云ふ)より火を失し病監翼全部を燒失致し候由鉄と石とのみを以て建造せる此監獄に於て失火せりとは實に想像の及ばざる所に有之此一事を以て見るも其平生の不規律なること推知せられ申候監獄の失火とは米國には餘まり珍らしき事には無之由に御座候乍去此不整頓なる監獄を視察しつゝ思ひ出し候は多くの點に於て頗る我監獄の實況に酷似する所ある義に有之炊所などに於ては期せずして大塚氏と共に何ぞ我が監獄の炊所に似たるの甚しきやと一齊に發言致し申候歐米各國に於ては比類なき不潔の炊所に可有之然し是れにても有体に申せ

ば我監獄の炊所に比しては數等の上に居り可申と存候炊所の清潔法に就ては益々何と善き方法もがど苦心致し居候義に有之當局諸君の至急御一考を煩はし度き所に御座候 「シンクシンク」は御承知の通り電氣法の死刑執行を以て有名の所に有之(殊に此執行法を受けたる先祖は日本人なり)其機械は一通り實見致候處誠に簡便なる仕掛けに御座候丁度明後々日(来る廿一日)には死刑執行者ありとの事に候へども出發後に相成候爲め實見を不得残念に存候米國聯邦の内にも既に死刑を全廢したる所有之例へば「ミテガン」洲の如き數年前より全廢の由(其他は追々調査可仕候)尙は又本日發行の新聞に據り候へば「マサチューセツツ」府の在洲に於ても一兩日前の議會に於て八十四に對する八十六の僅かなる多數を以て死刑廢止の政府案否決相成候由に有之昨年の議會に於ては尙は多數の反對有之候へし由に候へども本年は非常に多數の贊

成者を見るに至り候との事に候へば此分にては來年の議會には必ず可決通過を見るあらんと新聞紙は評論を加へ置き申候

四人の逃走と申すことも米國には隨分澤山に有之候由にて此點は歐洲と異り逃走のあることは當局者も左まで怪まざる摸様に御座候此城郭も雷ならざる堅牢の監獄にして逃走ありとは是れまた想像する能はざる所なれども其遇囚の實況を見るに及んでは何人も其の無理ならざるを悟り可申候

兎角米國の監獄に對しては惡評のみ御報道致し誠に心苦るしき事に御座候次便よりは筆を改めて善き事をも詳報可仕候 勿々

五月十八日夜半過

紐約に於て

岳 洋 生



小河監獄事務官より外遊雜記の外五月三日付にて「カゴ」より發せられたる信書は全地景况の一斑を知るに足るべければ左に收録す

○小河君より中村君への來翰

(前略)船中は至極無事其以來有名なる大鐵道に乗込み當市安着思ふに勝る繁昌にて歐羅巴の大都を見たる眼にも尙は一驚を喫し申候氣候は極めて不順着後昨日までは熱くて汗を流がし申候處夜來非常の冷氣となり今にも雪の降らんずる寒さとは呆れたものなり兩三日間少々風邪の氣味なりしが最早全快せり物價の高きは想像の外なり上等のホテルに住んで大紳士を氣取つた處は見せたい位なれども朝食丈けにても……を拂ふ身になりては溜つたものに非ず高厦大樓の多きは歐羅巴にも見る能はす高い處は十七八階もあり淺草の凌

雲閣杯は御茶の子なり到る處家の中に「エレベートル」あり米國の「エレベートル」は恰も下駄の如し「エレベートル」なくては隣のればさん一寸お出でと云ふことも出来ず何から何まで驚きたるものにあらざるはなし是れでも米國第二の都會と申すことなり第一の都會たる紐育に參り候はんには尙更ら驚き申すべく候同行者中社會雜誌主筆の高木米國通あり萬事非常の好都合に御座候稅關の難所はヤツトの事で切り抜け申候是は全く高木君の御蔭に御座候當市には日本人の店一二軒ありどのことなれどもまだ行て見ず日數が少くて見ることに多きには閉口なり社會事業は意外に能く發達致し居申候其發達も無理からぬことにて文明の發達に伴ふ自然の結果なること實際を目撃して合點が行き申候貧乏人やら亂暴人の多きこと驚くべし是れも亦歐羅巴には見ざる處なり街上日として喧嘩を見ざるなし車夫馬丁の下等社會のみならず立派の

紳士が大道の眞中で腕力沙汰を演ずるとは實に呆れたるものなり市中縦横に鐵道線路貫通し瀛車電車馬車荷車自轉車遠慮會釋もなく其上を往復致し居候間其忙しきと言はん様なし機械的文明の進歩は此に至て其頂上に達したりと言ふも過言にあらす監獄だからと言ふて其内部の裝置はすべて蒸氣力を用ひざるはなく下層と上層の連絡は「エレベートル」を以てするものさへもあり構内の要所々々には電話機の設備あり僅かに二百人内外の幼者を收容する私立の孤兒院に於てすら保姆の詰所々々には電話機を備へて其用を足すと云ふに至ては何んど驚たものに非ずや警視廳の巢鴨市ヶ谷鐵道橋の大監獄に於てすら僅かに一臺の電話機あるのみにて夫れすら唯監獄部内のみに限られ内務省との間には最早用をなす能はずとは實に悠長も極まれりと謂ふべし何んでも人間は忙しく働くの外なしモット世の中が忙しくなれば風俗の改良も求め

ずして來らんかな
情より忙しくて見ると通信もなか／＼出來悪くあ
るへし此邊は可然御諒察被下同人諸君へも宜數願
上候勿々

五月三日

「シカゴ」にて
岳 洋 生



○救世軍出獄人救濟所

原 胤 昭 君

東京に現存する該事業にて最も創立の古きは救世軍
出獄人救濟所たり、明治廿九年十月、救世軍の將校
にして予が親友吉松直太君之を主管して音羽町に設
立せられたるものなり、後豊多摩郡大久保村に移り
今は又神田三崎町に移られ立派なる西洋造の二階家

を用られ諸事整頓をせられたり、今も亦予が親友
なる武田佐平君之を主管せられ妻君も一居して之と
助けらるゝなり
創業より收容せし者九十一人(男)現に寄宿する者五
人、救濟所より出て、自營する者十六人死亡者二人、
逃亡者三十四人、目下音信不通所在不明の者二十一
人、所外再犯者十一名、在所再犯者二人なりしと
被保護者の寄宿中の者は鴛方手傳の勞動と提灯骨の
製造をなす三十七八錢位の日給なりと、食費は十二
錢雜費三錢即ち一日金拾五錢を以て自辨せしむるも
のなり

新任の救世軍大佐アラート氏は同軍に在ては最も好
評高き猛將にて印度の大戦に大勝利を得たる人にて
今回東洋の司令長官に榮進せし人なりと、即ち此の
救濟所に充分なる軍營を興へ其營所を敵の集屈地に
移したる等は皆アラート大佐の策戦にありと聞け
は出獄人救濟事業亦見るべきの好報あるならん。

因に云ふ讀者既に救世軍の事を知らるゝならん、
救世軍は世の惡魔軍と戦ふ正義軍の意味なり、大
佐と云ひ將校と云ふは即ち教師傳道師なり、其戰
と云ふは傳道なり。

○東京出獄人保護事業

原 胤 昭 君

予が主管事業現况○寄宿被保護者五十二人(六月十
五日)なり、工事は悉く忙しく閑日無きのみか雇主
の請求を滿さず寧ろ爲めに困却せり○寄宿者の就業
は大工、左官、鍛冶、鋳職、土方、捏土、洗濯、印
刷、小使、馬丁、紙細工、賄夫等なり○工錢は最下
日給三十七錢なれども被保護者は總て強壯なり勤勉
なり故に増工錢を得ると三分五分乃至一人にて二人
分を働き得る者あり、衣食費を支辨して餘あり○食
費は間に八升換の米を用ひ一日は十二錢七厘雜費二
錢五厘なり。

外國への報知 本年開設せらるゝ巴里の萬國慈善大
會へは派遣政府委員井上内務書記官、白耳義の萬國
監獄大會へは小河事務官各々三葉の寫真と英文の小
冊子 The Tokyo Home For Ex-Convicts. とを携
えられたり。

寄附金 土方伯爵より金百圓、米國のマキム監督
より二十五圓を送られたり

來觀 近頃の來賓には衆議院議長片岡健吉君同議
員西原清東君、又前月曜には瀧澤榮一君、又高等女
子師範學校教授津田梅子君の同校生徒を連れられ、
日本美以教會年會議員の一群、留岡教授の率ゝられ
し監獄科生徒の九十餘名などは中々に賑やかなる來
賓なりき

本事業も幸に經過、年月を重ねると共に江湖の同
情を辱ふると多くなりてか、主管者の身は随分と
も多忙となり、併し不相替夫妻單獨にて之に與か
り一人の助手も置かず、幸に兩人とも壯健、欣然其

勞を取り居れり、被保護者申込の愈よ多を加ふると既に保護したる者の増加、日々の來賓來客、新聞記者と各種の方面より統計を徴收せらるゝ杯は恐くは他の知らるゝとなき繁忙ならんか、希くは本事業の益す各所に發起實行せらるゝあらば予が繁忙も平均するものならんにと、愚痴を毀して同勞者の奮起を求むるのみ。

此程内閣官報局より統計材料にて東京府廳より徴收せられしものは或は讀者の御参考にもならんか追て掲載することあるべし

○音樂の感化力

青柳有美君

去る月某の日、警察監獄學校教授留岡幸助君、出京中の各縣典獄を其校舍に招じて、自ら建てることろの感化學校の披露をなし、小河監獄事務官山上教授の二氏感化學業に關する演説をなせり。我れ又その集ひに乞はれて、二三の歌唱を試み、且つ

音樂に關する一場の説話を述べたり。茲に掲ぐるは即ちその大意を綴りしもの。

シヨウベンハウエルといふ男は、人をして涅槃に入らしむるの道は、二つありて、一つは凡惱を斷つことで、一つは美術の力に依ることだと言つたが、必ずしも凡ての美術は、人間を無我の境に入れて涅槃を樂ましむる譯には行かぬものだ。例へば、繪畫や彫刻の様なものを觀た時には、あゝ誠に美はしく奇麗であると感嘆した丈では濟まぬ、その繪その彫刻を出來るならば、家を買ひ求めるか買ひうけて歸りて來て、自分の床の間にも飾つて置きたいといふ氣になる、之を少し審美學の言葉で假りて六ヶしく言へば、兎角、假感快情を以て満足しないで、之れに實感を伴ひ易い恐れのあるものである。それであるから、美術本來の目的は、人間の假感を惹き起し、無關心の快味をのみ覺えしむるにあるものたるにも拘らず、繪畫や彫刻の場合に於ては、屢々觀るもの

をして、慾心を起さしむるものなのだ。抑この慾心この我心といふのが、惡念を起さしむる原因になるのだから、繪畫や彫刻を以て惡少年感化學業に最も大切なるものとは思へない。然るに音樂は、御承知の通り空氣の波動によりて生ずる現象で、眼には見えないもので、物質現象とはいひながら、繪畫彫刻などとは違つて、殆んど物質現象と思へない程だ。隨て慾望を起し實感を伴はしむる如き場合が甚だ稀なので、誰れも美妙なる音樂を聽いたからとて、その樂聲を懷にして盜み歸らふといふ様な心を起すものはない。又起しても出來ない相談である。是に於てか、些かの私心邪念を浮ばしめず、少も實感を起さしむる如きことなくして、音樂の美に全く同化させることか出来る。これが音樂の著き感化力ある所以の第一である。

また惡人を感化する時などに最も大切なものは「同情」であるといふことは誰れでも知つてゐる事實であ

る。即ち惡人の心になつて、これに向はなければならぬのだ。然らば、人を感化し人の心を動かそうと思ふならば、最も能く人の心に似たものを以て之れを動かさねば、決して人の心を動かし感ぜしむる譯には行かぬ。これは物理學にある共音の法則から考へ見ても、頗る了解し易いことで、如何なる發音体といへども、自らの振動數と相同しき振動數に觸れるに非ずんば、決して共音はしない。然るに音樂といふものは甚だ人の心に似て居るものでありて、極短い時間の間——例へば振子の一と振りの間にても、無數の變化をなすことなどが出來て、其様は頗る人間の心の作用に彷彿して居る。よりに相似たる人心の感化には持つて來いの好都合なものだ。こゝが音樂の感化學業に用ひて効能のある所以の第二だ。

これは少し早振る神代のことではあるが、天地開闢の始めつた、天照皇大神様が、素戔尊の暴戻

愛	香	德	和	山	廣	岡	島	島	富	石	福	秋	山	青	岩	福	宮	長	枝
駿	川	島	山	口	島	山	根	取	山	川	井	田	形	森	手	島	城	野	早
一、〇五五	八四一	八一〇	五三八	八〇三	一、三六九	一、一九七	七三〇	四三七	三九〇	三三〇	三五三	七三四	七〇六	三二六	四五九	一、二三八	七八五	一、四三九	一、一〇二
一八四	六五	九二	七二	一一七	二二〇	二二一	八七	七六	七五	一九	三二	一三七	八一	一一六	七八	二九三	四七三	二九二	九五
一	一	二	一	三	一	一	一	一	一	三	一	一	二	一	一	二	六	五	三
五	二	一六	四	三〇	二〇	一八	九	一	三	八	一四	七	二	九	四	一七	二九	三七	二
一	一	五	一	二	六	三	四	一	二	二	三	三	一	一	七	一	六	三	三
一、二四六	九二〇	九二五	六一六	九五五	一、六一六	一、四三〇	八三五	五一四	四六九	三六二	四〇二	八八一	八〇三	四五二	一、五五七	一、〇八五	一、三九九	一、七七九	一、二〇五
一、一四六△	一、〇三三	一、〇〇九	八二二	一、〇二四	一、七八〇	一、三九〇△	九五八	七〇〇	四六三△	四八三	四二四	九一六	九一六	三五八△	八一六	一、五五三△	一、二四三△	二、〇二七	一、二八七
一〇〇	一一三	八四	二〇六	六九	一六四	四〇	一一三	一八六	六	一一一	二二	三五	一一三	九四	二七三	四	五一	二四八	八二

滋	山	靜	愛	三	奈	栃	茨	千	群	埼	蕪	長	兵	神	大	京	警
賀	梨	岡	知	重	其	木	城	葉	馬	至	崎	崎	庫	川	阪	都	視
六七七	四八四	一、〇三〇	二、一一一	一、一五五	六六一	八七八	一、一六七	八九九	一、三四三	一、〇八一	一、一四七	五八九	二、一九三	一、一〇六	三、一二四	一、五三〇	三、三一五
四一	一五二	八四	二七九	一〇九	六四	一九二	二二九	一三六	一七一	一〇二	二二八	二六三	二三四	一一六	六〇二	一九八	六七五
四	一	三	八	四	三	一	二	四	一〇	三	五	三	二六	六	一一	二	一六
三	六	九	一五	七	一三	一二	八	一七	二二	一七	一五	一一	六四	三〇	一〇六	一九	一二四
一	三	二	三	一	二	二	三	一	六	二	四	二	五	一	八	二	一
七二六	六四五	一、二二八	二、四一六	一、二七六	七四三	一、〇八五	一、三九九	一、〇五六	一、五五二	一、二〇五	一、二九九	八七九	二、五一二	一、二六九	三、八五二	一、七五一	四、一三一
九五三	六二五△	一、三五九	二、八〇八	一、四六一	八二六	一、一五五	一、八二一	一、〇二五△	一、八三一	一、三〇二	一、五七一	九一七	二、五九九	一、三三四	四、二七〇	一、七三〇△	四、一七五
二二七	二〇	一一一	三九二	一八五	八三	七〇	四三二	三一	二七九	九七	二七二	三八	八七	五五	四一八	一一	四四

三十二年四月
末日現在

增
減

高知	福岡	大分	佐賀	熊本	鹿兒島	神戶	北海道	東京	宮城	三池	北本	海空	集道	集道	監計	總計	三十三	三十	二十	前月	増減
九一三	一、三六四	五六三	三七〇	八五〇	三七五	五四四	二二九	一、〇〇六	一、一五九	七六一	一、三四四	九三四	八八七	九一三	六九〇	三、四二四	五三〇、四八	五四、三八二	一、三三四	一、三三四	△
一六六	二二二	一〇二	六二	一一九	七一	八六	三五	三二六									七、七八九	七、七二七	六二	△	
三																	一五三	一五二	一		
五	五五	二	一三	二七	五	七	六	六七									九四八	九五八	一〇	△	
三																	一一〇	一〇四	六		
一、〇九〇	一、六五二	六七一	四四五	九九七	四五二	六三七	二八〇	一、四〇一	一、一五九	七六一	一、三四九	九三五	八八七	九一四	六九〇	三、四二六	六二〇、四八	六二、三三三	一、二七五		
一、〇九〇	一、七四八	七九九	四八五	一、〇八九	五二九	七四六	二七八	一、五六七	一、〇二四	八〇六	一、二八七	九八八	九九一	八九二	六七六	三、五四七	六七〇、九五	六三、三三三			
九六	一二八	四〇	九二	七七	一〇九	二		一六六	一三五	四五	六二	五三	一〇四	二二	一四	一一一	五、〇四七				

報 雜

○監獄事務主管換の結果

官制は即ち國家行政事務の分配にして而して官制制定權は天皇の大權に屬すること固より論を俟たざる所なり、即ち本年四月勅令第百六十六號及同第百六十七號を以て内務司法兩省の官制を改正せられ從來内務大臣の監督に屬したる監獄事務を擧げて司法大臣の主管に移されたるに就ては法律勅令の明文を以て内務大臣の權限に屬せられたる監獄に關する事項は總て此際司法大臣の權限に移るべきことは當然にして從來法律勅令の明文で主管大臣即ち内務大臣と明記せられたるは畢竟各法令公布當時の官制の規定を其儘明記したるに過ぎざるものと解釋すれば即ち可なり、果して然らば以上の兩省官制改正と同時に勅令第百七十二號を以て監獄則中を改正し内務大臣

とあるを總て司法大臣と改らためたるは吾人は其趣足を添へしものにあらざるやを疑ふものなり何となれば監獄に關する法律勅令中内務大臣と明記したるものは當り監獄則のみならず現に本年十月より施行せらるべき府縣監獄費國庫支辨法律中にも内務大臣の認可を受くべし云々とありて假に命令は命令を以て改正し得るとするも法律は命令を以て變更し得べきにあらざるを國法の原則とす、然りと雖も前顯の如く官制制定權は大權に專屬し法律の得て左右し得べき所にあらざるを想へば別段法律改正の形式發布を要せず國家事務の分配たる官制の改正は以て法律中の主管大臣を實質的に變更したるものと解釋するを穩當と爲す、宜なる哉當局内務省は本年五月廿三日付を以て監獄局長より左の通牒を一般に發せられたりと云ふ

本年四月勅令第百六十六號同第百六十七號ヲ以テ内務司法兩省ノ官制ヲ改正セラルレ從來内務大臣ノ管理ニ關シタル監獄事務ヲ司法

大臣ノ管理ニ移サレタルニ就テハ法律ノ明文ヲ以テ内務大臣ノ權限ニ屬セラルル事項ニ至ル迄總テ該官制施行ノ日ヨリ當然司法大臣ノ權限ニ移リ候儀ト御了知相成度此段依命及通牒候也

法律勅令に於て既に以上の如し其他省令訓令又は何等の名稱を以て發布せられある法規と雖も明文上内務大臣又は當省云々であるは總て此際自然司法省又は司法大臣と改まりたるものと解釋すへきなり

○前項に就き一大疑問

今般監獄管理權の主管換に付き法令中内務大臣と明記しあるものは將來總て司法大臣と改まりたるものと解釋すへしと雖も茲に吾人の疑問として研究を要することは從來内務大臣の權限に屬したる事項に至る迄(監獄に關し)總て將來當然司法大臣の權限に移りたるものと解釋する結果として從來内務司法兩大臣の權限に屬したる監視假免、及假出獄に關する認可權は官制改正に依り専ら司法大臣の權限にのみ移りたるものとすや否やの問題是れなり監視假免及

假出獄に關する現行の規定は左の如し

刑法付則

第三十六條 監視ニ付セラレタル者其規則ヲ遵守シ後ノ狀アルトキハ警察官ヨリ其事實ヲ上申シ内務司法兩卿ノ命ヲ受ケテ假ニ監視ヲ免スルコトヲ得

第三十八條 假出獄ヲ許スヘキ者アルトギハ典獄ヨリ其犯人ノ行狀及刑名入監ノ年月ヲ記載シ假ニ出獄ヲ許サレンコトヲ内務司法兩卿ニ上申シテ許可ヲ受クヘシ

以上の疑問を解決するに當て先決すへき問題は監視假免及假出獄の認可は何れも純然たる行政處分なるに拘はらず法律か内務司法兩大臣の許可を受くへきを規定したるやとの事是れなり前者は警察官に於て監視期間中と雖も將來を檢束する爲め犯人(被監視人)の行狀を監視するの必要を認めざる程度に迄改悛の狀ありと認めたるに依るものにして後者は典獄に於て刑期中獄則を謹守し悛改の狀ある者にして刑期四分の三を經過したるものに對し制限出獄を許

されんことを請ふものにして監視假免者は監視を假に解脫せらるゝと同時に自由民となるも假出獄者は即ち條件付出獄にして出獄後尙刑期中は特別監視に付せられ嚴格なる警察取締の下に行狀の監視を受く尙は之を約言すれば假免は警察官の監視を免するものにして假出獄は刑執行に換ふるに一層嚴密なる監視に付するの差ありと雖も兩者等しく行政警察に屬する權限にして即ち上、内務大臣當然の權限の一に屬し一面司法大臣の權限に屬せしめたるなり而して法律か司法大臣の權限に屬せしめたるは要するに兩者等しく司法裁判の結果に法律上變更を來たすものなるを以ての故なるべし、果して然らば兩者の認可は性質上内務司法兩大臣の權限に併屬せしめたるは寔に所以ある事にして決して偏廢すべからざる絶對的必要要件とす、然るに前項内務省監獄局長の通牒を敷衍するときは這般の官制改正に依り法律の明文上内務司法兩大臣の認可を受くべしとあるものも其

立法の精神如何に拘はらず司法大臣に專屬するが如く解釋せらるゝと雖も是れ杓子定規的解釋にして法律の精神如何を問はず以上兩者の認可權は司法大臣一箇の權限にのみ專屬したるものなりと云ふが如きは吾人は寧ろ立法の精神を蔑視したる誤解にあらざるやを疑はざるを得ざるなり、近日聞く所に依れば監視假免及假出獄上申に關し内務省監獄局長及司法省民刑局長連署を以て左の通一般に通牒を發せられたりと云ふ吾人は本通牒に就き大に疑問なき能はざるものあり監獄假免は警察に關係あるを以て内務司法兩大臣の允許を要するものとするに拘はらず獨り假出獄認可權は司法大臣に專屬せしめ可なりとするの理由は吾人容易に之を發見するを得ざるなり姑らく疑問として識者の誨を請ふ

附 刑法附則第十二條の免幽閉は將來も内務司法兩大臣の認可を受くるを要するや將又専ら司法大臣の權限に屬すべきものと解釋すべきや是れ又本

通牒のみを以て類推すべからざるが如し果して如何と爲す

通牒 内務省監獄局長、司法省民刑局長連署

(明治三十三年六月十一日)

假出獄ニ關スル事項ハ從來刑法附則第三十八條ノ明文ヲ以テ内務司法兩大臣ノ權限ニ屬セラレ候處來ル七月一日ヨリ監獄事務ノ主管ヲ司法大臣ニ移サレタルニ付テハ同日以後ハ當然專ラ司法大臣ノ權限ニ屬スルモノト御了知相成度又監視假免ニ關スル事項ハ依然内務司法兩大臣ノ權限ニ屬シ候ハ共其事務ハ官制上監獄局ノ取扱ニ屬スルニ付來七月一日以後監視假免ニ關スル文書ハ司法省へ御差出相成度此段依命及通牒候也

内地臺灣間共助法發布

に就て

本年五月法律第八十三號を以て裁判所及臺灣總督府法院共助法なるものを發布し裁判所と法院間に於ては相互に左の事項を囑托共助するを得べき事となれり(一、訴訟書類の送達二、證據調三、令狀の執行)

て到底發航地地方の負擔に堪へざるを豫想し航海中の費用に限り特に國庫より支辨することとなりしなり、而て該法律勅令の發布と同時に此規定に依り囚人及刑事被告人を内地より臺灣に押送する場合に於ては長崎を以て發送地と定められたる旨一般に通牒を發せられたり故に内地何れの地方より押送すべき囚人及被告人と雖も一旦之を長崎縣に押し長崎縣警察より更に臺灣に發送すべきこととなり、是れ畢竟内地臺灣間の定期航路は多く長崎港を經過するを以て例とすればなるべし

内地臺灣間押送發送地

除外例に就て

前項其筋の通牒に依れば右共助法により内地より臺灣に押送すべき囚人及刑事被告人の發送起點は何れの地方たるを問はず海路發船地は既に長崎港と指定せられたりと雖も是れ強ち長崎港とのみ限定するの

而して本法發布の理由は茲に説明する迄もなく裁判所警屬中の者にして或は債務の辨償を免れんか爲め又は犯罪人の逮捕を遣がれん爲め妨かに臺灣に渡航し或は臺灣より内地に通れ來り一時失跡を晦ますが如きもの往々之れあり裁判進行上の不都合なきにあらざりしを以て斯くは法律の發布を見るに至りたるものにして同法及其施行法たる勅令第七十四號に依るときは囚人及刑事被告人押送に關する手續及費用支辨の道を規定し押送の手續は各押送地の規定に依ることとし其費用は總て押送を爲す各官署の支辨に屬せしめ内地臺灣間の航海中の費用は國庫の負擔とせり依是觀之は内地に於ける甲乙地方間の押送及之に關する費用は各其押送を爲す各官署の區別に隨ひ各其經費より支辨すべきは囚人及刑事被告人押送規則の規定する所にして固より疑を存せざる所なりと雖も單に之を敷衍するときは兩者間航海中の費用も各其發航すべき地方の負擔に歸することとなり

必要なのみならず其結果却て無要の押送及費用を要するとなり不都合を見るの場合是れなきを期せず例令は鹿兒島縣より臺灣に押送すべき囚人刑事被告人ありとせんか鹿兒島より今日臺灣航路を開通しあるに拘はらず一旦之を長崎に押し更に長崎港より之を發送せざるべからずと云ふか如く寧ろ却て迂路を取り押送時日と費用を増獲するとするなり又神戸港或は宇品より臺灣直航の定期船ある場合に於ても殊更に一旦長崎に押し送せざるべからざる等の煩累なきを保せざるべからざるを以て該通牒に依り單に長崎港のみ指定したるは本法施行上宜しきを得たるものにあらざるか如し宜なる哉曩きに本件發送地の件に付き鹿兒島縣の伺出もあり旁々長崎港に限るの必要なきを認め此場合に於ては鹿兒島より直送差支なき旨指令せられたりと云ふ又以て他を類推し得べきなり

○警察禮式中改正訓令に就て

本年五月内務省訓令第十三號を以て警察禮式中一部の改正を行はれたり全禮式規則は單に警察禮式を規定したるものなりと雖も監獄禮式は即ち全部警察禮式を適用することゝなれるを以て該訓令の改正は即ち監獄官の禮式にも自然改正を加へられたるものと認めざるを得ざるなり即ち監獄官吏の禮式は自然此改正訓令を準用すべきこと固より論を俟たざる所なり、吾人の茲に特に當局に希望せざるべからざることは從來監獄警察共に内務省主管たりし結果殊に警察は我監獄事務より早く發達整理の緒に就きたる關係より單に警察にのみ關する規定を唯單一の形式を以て其儘監獄に準用し來りしもの皆に一二に留まらずと雖も由來監獄事務は警察と全然其性質を異にするは勿論、監獄に關する事務の整頓せる今日、依然

警察に關する規定を其儘準用すべき必要なきのみならず監獄事務は即ち監獄事務の特色として堂々たる一徽職を立て警察を凌駕するの發達進歩を期すると同時に此際總て準用的法令は之を改正發布せられんとこそ吾人の希望なれ、殊に七月以降の監獄行政は内務大臣の主管を脱し司法大臣の監督に歸するを以て警察に準用せられつゝある法規は此際總て之を司法大臣の名を以て改正を施されんことを要すと云ふにあり

○監獄官吏の稱呼法一定に就て

監獄官吏の稱呼法に就ては明治二十六年五月三十日付を以て訓令せられたる獄務概則第九十九條に規定しありて租一定したるものありと雖も往々地方に依り區々の稱呼法を用ふるものありて紀律の府たる監獄行政上統一を缺くの嫌あるを以て今般其筋より監

獄官吏の稱呼法に對し一定の準則を通牒せられたりと云ふ其全文左の如し

監獄局長通牒 明治三十三年六月六日

監獄官の稱呼は左の通り一定相成度依命此段及通牒候也

監獄官ハ廳府縣長官又ハ之ト同格以上ノ官吏ニ對シテハ閣下ノ敬稱ヲ用井其他ノ上官又ハ之ト同格ノ監獄官ニ對シテハ殿ノ敬稱ヲ用井官名又ハ職名ヲ稱呼スヘシ
同班又ハ下班ニ對シテハ官名又ハ職名ヲ稱呼スヘシ

○典獄の責任問題に就て

(典獄と警部長の權衡如何)

吾人か既往數年來我監獄事業の爲め頻りに口舌を噎して絶叫したりし典獄増俸論は本年三月勅令第九十三號を以て地方高等官俸給令の改正と同時に發表せられたり、而して當時之に對する是否の論評は吾人未だ之を試みざりしなり然りと雖も近時典獄責任問題の顯りに官報紙上に公表せらるゝを見るに至りた

るあり一言以て改正俸給令に依り警部長との權衡論及兩者が責任問題の上に寬嚴の差甚しきものあるを慨嘆せざるを得ざるなり、由來警部長と典獄とは其職務の性質及權限に差異こそわれ其職務執行の難易繁閑に至ては吾人兩者の間に甚たしき甲乙軒輊あるを認むる能はざるのみならず否、寧ろ却て典獄が本然の職責こそ警察事務に優るあるも劣るなきを信ずるものにして而して之と同時に兩者人物の上に於ても格段の優劣智鈍あるを發見する能はざるなり、然るに翻て其待遇及俸給を比較し來れば因襲の由來する所よりして霄壤厚薄の差異あるは吾人の曾て首肯する能はざる所にして此一事を以て政府が我監獄事業に尙比較的冷淡なる説を疑はしむる者あり、現に變きに改正せられたる地方高等官俸給令に依り兩々相對比するに典獄と警部長との俸給は寧ろ舊令當時に比し一層甚たしき高下の段階を付せられたるが如し即ち典獄の最上級千二百圓は以て僅に警部長の

最下俸給と同額にして其職務加倍の如きも警部長と典獄とは正に其間に倍額の差異あり獨り警部長の間の差異のみに止まらず典獄は視察官參事官との間にも半額に過ぎざるが如きは吾人典獄たる職責の重きに比較して其待遇の薄く且冷かなるを訴へずんばあらざるなり固より我監獄當局者は利祿及待遇厚薄の爲め此聖業に献身的従事するものにあらざると云ふと雖も其職務上の責任重き丈けは相當する優遇を爲すへきは國家が將に努むべき公義務にして此公義務の厚薄即ち詞を替へて之を云へば其待遇及俸給の多少は以て國家が等しく其國家事業を統治する上に於て輕重難易の差あるを證するに足るべきものありと信せり、今や我監獄事業は世界の監獄改良事業と相聯袂駢馳して以て最終の目的を達せんことを勉むる今日に當て監獄官吏を遇するに比較的冷靜願ざるが如き事ありとせんが我國の監獄改良事業は終に世界萬國の同情を惹くに足らざるを虞れずんばあらざる

なり、近時屢々官報を以て公表せらるゝ典獄の責任問題なるものを觀るに在監の一人、脱獄逃走を敢てしたる結果は忽ち文官懲戒令を以て譴責の懲罰を科し然かも之を官報に公表して其責任を問はる是れ畢竟其職責の重大なる結果に出づるものなるを以て被懲戒者の責任に歸するは固より正に理の當然なりと雖も之に反して此種類似の責任問題に付き曾て警部長を懲戒せられしものあるを聞かざるは吾人の怪訝に堪へざる所なり現に彼の警部長の主管に屬する警察留置場より刑事被告人の逃走を出すこと屢次之れあるにも拘はらず之に對して何等の責任を問ふことなきか如し、吾人は元來典獄を庇保するものにあらざるのみならず信賞必罰共に之を勵行するの必要なるは國家政務の發達上必要條件にして官紀を嚴明する固より可なりと雖も從來の如く甲乙兩者の間責任上に寛嚴の差あるが如きは吾人、大政府の方針にあらざるべきを信じて疑はざるなり、聊か感ずる所あり

り敢て典獄の責任問題に就き云々すること爾り吾人、典獄諸君に寄語す、曰く我監獄事業は事業其もの、神聖なる丈け又諸士の責任重きは固より諸士の嘗て覺悟する所にして職責上罅隙あるの結果、其責任を糺さる素より當然にして決して怨むべきにあらざるのみならず前車の覆轍を視て後者の箴鑑となすを得れば即ち可なり云々

○日曜日の終日休役に就て

昨年七月監獄則及同施行細則を改正し細則第九十條に於て教誨の時間を擴め日曜日は全日教誨を施さず爲め及其他の用務に充てしむることとなり多數の監獄に於ては終日就役せしめざるを以て通例と爲すが如し尤も教誨施行時間の擴張は囚人感化上固より必要なりと雖も一面亦た監獄の紀律及監獄經濟を慮らざるべからざるなり、而して細則改正以後日曜日は全く就役を廢したるより生ずる結果即ち作業収入

に如何なる影響を及ぼしつゝあるや又日曜日の午後は空しく監房に閉息せらるゝより無聊無爲の餘り犯則者を多く生出することなきや、吾人は工錢收入上に著大なる影響を及ぼすものなることを憂ふ現に本年三月典獄諮問會の當時其筋に答申せられたる模様によれば日曜日の全休は多少工錢收入上に關係を及ぼすと雖も是れと同時に科程等一の結果工錢上に増収を見るに至りたるに依り前の不足を償ふに尙餘ありと云ふにあるが如し、然りと雖も吾人を以て之を見れば科程等一獎勵の結果、多少の工錢増収を見るべしと雖、一面、日曜日の不就役は監獄經濟上策の得たるものにあらず、殊に現んや監獄費國庫支辨後は収入増加を見るにあらずれば歲出の増加を需むべからずと云ふ今日に於てをや之を要するに日曜日終日休役せしめある地方は右等の利害得失を考一考せられ特殊なる者(假令ば幼年因懲治人等)の外は可成半日間就役せしむるの舊に復せられんことを要する

と當局者は云へり、吾人は寧ろ獄則の正面上全体は其精神にあらざるべきを信ず

○監獄學校の分離獨立に

就て

本年三月典獄會議の節典獄協議會の決議を以て其前へ建議せられたりと云ふ警察監獄學校分離論即ち監獄科をして獨立せしめ新たに監獄學校を特設分離せしめられたしとの當局一般の希望は其後如何なる詮議に及ばれつゝある哉は固より吾人の知る所にあらざり雖も要するに建議の主旨は警察と監獄とは各其職務の性質に於て截然たる區別ありて之を同一校舎同一校規の下に合併し置くの必要なのみならず今日の如く兩科併置の結果は寧ろ却て諸般の點に於て感情的衝突支吾を生じ易き虞ありて甲に厚ければ乙是れに對して動搖し乙に濃厚なれば甲之を云々すると云ふが如く全然異性質の者を同一に律するが如き

は學校管理法の當を得たるものにあらざると云ふにあらざれば、吾人は寧ろ第一期卒業前後に於て吾人は云ふべからざる失態を演出せんとするに至りたりと云ふ風評を耳にせしことあり堂々たる當局官吏を以て填されたる警察監獄學校にして斯る事實のあり得べしとは吾人は容易に之に信を措く能はざりしと雖も假りに之を以て事實ありしとせば吾人は該建議の採用せられんことを當局政府に希はざるを得ざるなり獨り以上の理由に於て之を分離獨立せしむるの必要あるのみならず今や内務司法兩省官制の改正に依り監獄の主管は擧げて之を司法大臣管理の下に移され將に本年七月一日より施行せらるゝこと、なれり故に其結果として監獄に關する監督は全然司法大臣に隸屬するにも拘はらず従前の通内務大臣の管理に屬する警察官吏と監獄官吏と同一校舎に於て養成するの不條理なるのみならず假に警察監獄學校なるものは兩省の外に獨立したる組織なりと雖も同校官

制に依れば内務大臣の指揮監督の下にあるものなるを以て之を見るも兩者合併の不都合なるは固より論を待たざる所にして同校をして分離獨立せしむるの必要は善し前者の理由にあらざるとするも後者の不都合は以て監獄學校をして特設するの必要を生したる原因なりとす、今や將に改正官制實施の期に際するにも拘はらず吾人は警察監獄學校分離建議に對する何等の調査あるを聞かざるは大に怪訝に堪へざる所にして當局の計畫差邊にあるを知らざるなり敢て當局の注意を喚起すと爾云

○生徒の月手當増額の詮

議は如何

警察監獄學校生徒の月手當は一ヶ月金十圓と規定せられあるも昨今物價の騰貴に伴ひ僅々十圓の月手當は以て同校生徒の品位体面を保つに不足なきやと云ふに吾人は寧ろ額に失するを絶叫する者にして手當金

増加の義に就ては是れ又典獄協議會の議に上はり薄場的一致を以て其筋へ建築せられし所にして地方官會議に引續き召集せられたる全國警部長會同の機會に於ても十有餘人の連署を以て建議せられたる事實も是れある哉に聞く而して建議の採否は固より吾人の窺ひ知る所にあらざると雖も一ヶ月十圓の手當は決して多きにあらざるのみならず警察監獄學校生徒の多數は現任地方に於て何れも家累の關係等もあり現職に對する俸給は推薦せられたる官廳より受けつゝありと雖も之を以て在校中に要する必要の經費を補充し得ざるは勿論、一面、學期中は挺身以て勉學發奮を要し一家の私事は之を顧みるを得ざるを以て之を見るも學校より支給せらるゝ手當を以て是非共自己一身の食費及諸雜費に充てざるべからずして一而近來諸物價の騰貴は其極度に達し狹隘なる一室に粗悪なる食物を供給せしめて尙且つ十圓内外の旅宿料を要するは事實の證明する所にして又之に伴ふ諸

雜費も決して渺なきにあらざるのみならず在校中と雖も相當身分に伴ふ體面を保持せざるべからざるの必要あり殊に亦況んや修學中は身體精神を健全に其實責任一層重きものあるに於てをや是れ即ち生徒の月手當増額の建議ある所以にして吾人は徹頭徹尾該建議に同情を表するものなりとす當局者の意向果して如何となす

○警察監獄學校卒業生義

務奉職に就て

警察監獄學校卒業生は同校々則第六條に依り卒業後五ヶ年間は其履修したる職務即ち監獄科生徒たりしものは監獄に關する職務に奉職すへき義務を有し最初の三年間は原推薦せられたる官廳に奉職すへきものと規定したるは要するに其趣旨のある所は政府か此警察監獄學校を設け當局者を養成し以て斯道の改良發達を促進するの局に當らしめんことを期するに

あるは固より將に疑問なき所にして彼の官公立諸學校に於て官費修學したる卒業者は規定の年限間其道に奉職の義務を負はしむると一般にして恣に退官轉職等を許ざるの精神に外ならざるなり、然りと雖も是れ素より自己の便宜上よりの轉職退官を制限する規定にして官廳の都合に依る場合は何等の制限を受くへきものにあらざると勿論是れと同時に第二種生の如きも卒業後は必らずしも原推薦の官廳にあらざればは任用し得へからざる限にあらざして學校に於て履修したる各學科に關する職務の範圍内なる以上は全國何れの地方に任用するも敢て妨なしとの主旨を以て本年五月廿二日付にて小松原同校々長より一般に通牒せられたりと云ふ左もあるへき事にこそ

○監獄茶話會

(五月廿七日於帝國教育會講堂)

我監獄協會規則改正以來會規の定むる所に依り大阪

府に北海道集治監空知分監に監獄茶話會の開催あり最寄地方の監獄當局者相會合し職務上有益なる問題に付談話討論せらるゝ所あるは我監獄事業の爲め慶賀すへき現象にして本會に於ても毎月第二土曜日を下し開會することなれり、即ち去る五月廿七日午後一時より例の通神田一ッ橋町帝國教育會に於て此會合を催したり當日來會の主なるものは山上事務官、若山東京集治監、有馬神奈川、早崎埜玉、中村千葉各縣典獄及小山檢事、留岡教授、名村講師、原胤昭、山本徳尙、の諸氏并に警視廳各署集治監埜玉縣の各監獄署員、警察監獄學校生徒諸士にして當日講話者の氏名及其演題左記の如し

一人教育の範圍を擴張すへし 安田策五郎君

一怠惰なる出獄者 原胤昭君

一職業の採擇と其職責 兒島三郎君

右三氏の講話終て豫報の通「購求食物を廢止するの可否」討論宿題に付き討論會を開き例の通山上委員

長會長席に就き議場整理の任に當る、而して討論の要旨は茲に詳載するの煩を省くも積極、消極論互に相兩々對峙し甲論乙駁、一は一非議論沸騰殆んど塵止する所を知らざりしか最終に至り本題の發題者たる山上委員長の消極廢止説の宣言あり終て可否を起立に問ひしに出席總員九十五名の内存置説三十三名に對する廢止説六十二名の大多數を以て本題は廢止説に決定したり、而して討論速記は他日之を會員諸君に紹介すへし

○監獄茶話會例會

(六月九日於帝國教育會講堂)

本月九日一時より監獄茶話會例會を帝國教育會に於て開き當日の來會者は前會の通山上事務官東京及附近地方の典獄以下各監獄署員警察監獄學校生徒監獄局員及山本徳尙千輪性海等の諸氏にして當日の講話者左の如し

一 監獄巡閱に就て
一 求めざれば得ず
一 吾人は須らく研究的ならざるべからず

有馬四郎助君
安田策五郎君

關 省策君

並河健平君

藤原吉正君

眞船多吉君

一 危篤接見に就て
一 監獄改良の半面
一 監獄改良家
當日は監獄獨立問題に付討論會を開くべき筈なりしを以て諸士の講話に先ち發題者早崎埼玉縣典獄の説明ありたるも時間に餘裕なく且當日學校生徒諸君は閉會後原氏の出獄人保護場を參觀するの豫期なりしを以て右の討論題は又々次會に繰越すこととなりしなり

○在監中の者に對する他の犯罪捜査に就て

在監中の囚人又は刑事被告人に對し他の犯罪捜査上

然るに往々警察官が豫審判事又は檢事の照會書を齎らし一時囚人及刑事被告人を警察官に引渡されんことを要求する向ありと謂ふ然れども是れ亦檢事の公訴提起以前に係る以上は豫審判事檢事か其職權を濫用するものにして合法の書面にあらざるを以て典獄は強ち之に應ずるの義務なかるべしと云ふ識者以て如何とす

○假出獄上申に就て

假出獄なるものは吾人の云ふを俟たず一定の刑期中或條件の下に制限出獄を許すものにして謂はば法律か行政官に刑執行の一部を左右するを認許したるものと云ふべきものにして決して輕々に之を看過すべきものにあらざるは素より論を俟たざる所なり然るに監獄より假出獄を上申するに當り今日尙刑期四分の三經過以前に申請書を提出する向あり、加ふるに刑期計算に缺くべからざる裁判宣告書謄本及執

の必要ありて警察官の訊問を要するとき警察署に召喚するを得るや否やの議に付ては吾人は疑もなく職權を以て召喚するを得ざるものと信す故に右等の必要ある場合に於ては警察官より進んで監獄署に臨み典獄の承諾を経て訊問を試みるは素より差支なかるべしと雖も或は便宜上典獄の同意を得て警察署に勾引し訊問又は犯罪捜査に着手する實例又夥なきにあらざるか如し然りと雖も斯は固と變則にして法律の正文より解釋するとき是在監中の囚人及刑事被告人に就ては檢事又は豫審判事の令狀又は召喚あるにあらざれば出廷せしむることを要せざるは勿論にして右等變例の場合に於て或は警察署に留置中逃走する等の事實ありたるときは其責任何れに歸するやと云ふに寧ろ表面の責任は典獄にありと謂はざるを得ざるか如し又刑事被告人に付ては警察に引致中罪證湮滅するの虞なしとせざるに於ては尙更右等の變則的便宜行爲は猥りに之に承諾を與へざるを可とす

行指揮書の添付漏れなるものありと云ふ右等は假出獄上申に對し必要書類なるを以て自今第一審第二審宣告書及執行指揮書を具備せしられたしと某當局者は云へり

○典獄の交迭

(京都、新潟、長野、島根、山口、山形の一府五縣)

昨年八月以來姑らく交迭を行はれざりし典獄の交迭は故京都府典獄神谷彦太郎氏の死亡に依り缺位を生したる結果として本月五日付を以て新潟縣外四縣典獄の交迭を取てしたり、由來典獄の交迭頻繁なるは監獄改良上多少の障礙を與ふるものなる事は吾人の言ふを憚らざる所にして要するに治績上の考課を證明するの時に乏しと云ふにあり是れ即ち今回の俸給令改正に依り固定の職級制を改め等級制度となしたる所以にして是れ畢竟永く同一任地に於て大成

積を収めしめんとすの趣旨も亦此裡に包含せしめたるものなるべきを信せり、而して今回の交渉は止むを得ざるに出でたるものにして木名湘君、五十嵐君の榮轉を祝すると同時に其他諸士の轉任も吾人の同情を表するに各ならざる所なり

○送小河君滋二郎赴白耳

義序

橋本利邦君

明治三十三年春、開第六回萬國監獄會議於白耳義、我邦亦遣委員、適當其選者、即監獄事務官小河君滋二郎也、君嘗受命、赴佛京巴黎、而參列於第五回萬國監獄會議、々已終而留學二年、君資性忠實而警敏、好學重躬行、是以夙夜孜孜研鑽弗懈、益極學理通事務、既而歸朝、以改監獄制度爲己任、夜以繼日、執筆事務、効績顯著、名聲大振、初修法律於大學、及其卒業也、爲監獄官、當時世人未知監獄可重、故蔑視監

獄吏、君則恬然不顧、操心堅固、終始如一、于著述、于演說、其所論皆莫不監獄制度、府縣監獄氣運煥發、漸見其進步、蓋君之力也、今也監獄國庫費之議已決、行刑之統一亦將在近焉、當事漸繁而要有力若君者之時、去赴海外、何爲其然乎、蓋事有輕重、時有緩急、惟其如此耳、果然則君去亦不得已也、抑君爲大日本帝國委員、參列于萬國監獄會議、而與各國委員、上下其議論、以揚名譽于中外、雖其任重、亦是大丈夫之快事也、君其行矣、吾聞白耳義獄政完備、足以爲模範、識者所夙稱揚也、夫感化院也、出獄者保護場也、皆可以資參考、乃取材於彼、而定得失於我、其長短利害、觀察所及、縝密精細、取捨擢擢、收爲吾用、故君歸朝之時、應用施設、悉得其宜、而事務益理、獄政更新、可期而待矣、今夫以君學識與實踐爲之、復何難之有、然則此行也、豈止君之光榮而已、即爲國家之大利、君其勉旃、發軔期定、書此以送其行、

○外國人監獄參觀

改正條約實施以來我が監獄制度に關して一層深く外人の注意を惹くの感ありしか近時我國に來遊する外人中警視廳巢鴨監獄署の參觀を請ふもの少からずして本年一月以來今日に至るまで已に十七人の多きに及ひ英國人最も多しとのことなるが就中去る六月十三日同監獄署を參觀したる香港太守ヘンリー、エー、ツレノ氏一行の質問は我國監獄に對する外人の思念を察するに足るものあれば左に其大要を掲ぐ

問 我英國の監獄には監の一端入口に一人あつて器械を轉せば各房扉を一齊に開閉し得る設けあり貴國には之れありや

答 我國の或る監獄には之れあれども一般には之れなし

問 雜居房内の人員に多少の差異あるは如何

答 罪質工藝の種類等の差異によりて此種別あり

改正條約實施以來我が監獄制度に關して一層深く外人の注意を惹くの感ありしか近時我國に來遊する外人中警視廳巢鴨監獄署の參觀を請ふもの少からずして本年一月以來今日に至るまで已に十七人の多きに及ひ英國人最も多しとのことなるが就中去る六月十三日同監獄署を參觀したる香港太守ヘンリー、エー、ツレノ氏一行の質問は我國監獄に對する外人の思念を察するに足るものあれば左に其大要を掲ぐ

問 我英國の監獄には監の一端入口に一人あつて器械を轉せば各房扉を一齊に開閉し得る設けあり貴國には之れありや

答 我國の或る監獄には之れあれども一般には之れなし

問 雜居房内の人員に多少の差異あるは如何

答 罪質工藝の種類等の差異によりて此種別あり

問 日本には雜居房の外に分房の制あるや

答 若干の監獄には此法を設けたり未だ普く之を施行するに至らず

問 ヅ氏曰く分房は雜居房に比して囚人處遇上便利なるのみならず青年初犯囚等にありては其感化上大に利益あり云々

工場中七寶焼工を觀覽し我英國には未だ斯の如き精工の工藝を與ふる監獄なく又た抄紙工を見ては我國に於ける製紙の方法大に異なるものあるを珍とし最始より最終に至る狀を逐一に尋ね感する所あるか如く又炊事場に至りては親しく給與食を試食して曰ふに麥飯と豆汁とを與ふるは嘗て香港の監獄にて「ペリペリ」流行の際に之を試み(殊に支那人中)著しく其効を奏し爾來漸々此疾病を減少したりと病監に至りては囚人最多病種は何なるやの問により内患にして肺部に關係の病種最も多き旨を答へたるに氏も亦た我香港にありても肺患質の囚人多し蓋し之れは入

特別寄書

○物平を得ざれば必ず鳴る

涙 雨君

者の多數は下等社會の者なるにより平素の營養不良の結果ならんと云へり
以上の外幼年因教育法の有無、無定役囚運動の許否、獄則違犯者處罰の方法種類等に就きて質問し工場其他各所の清潔及整頓を稱讃し左の一書を遺して退署したりと云ふ

(譯文) 拙者は深切なる御許可を得て當監獄を觀覽したるに當監の如きは日本及其他何たる國に於けるも信用を博すへきものに有之尙ほ當監の整理をして今一層満足ならしめんとするは出來得へからざることにして且製作の熟練なる工藝に至りては卓絶なるものと被存候依て拙者は當監の稱讃すへき有様に關し典獄殿へ祝賀申進候

一千九百年六月十三日

香港總督兼司令長官

ヘンリー、エー、ザンローフ

同日は久保田監獄局長之を導き案内せられたりと云

特別寄書

業の進歩の度如何を知るに足ればなり、夫れ然り監獄の改良が官吏の報酬を厚ふし、官吏の位置を高むるに在ることは、決して今日之を知りたるにあらず、耶穌紀元後三百八十九年の頃、羅馬帝世の盛んなる時代に於て、當時の哲學者リベニウスは既に言へり、監獄の改良は獄吏の改良に在り、獄吏の改良は其報酬及位置を優にするに在り、と、さなきだに我邦の獄吏は、往昔醜陋の後を承けて、世人の信用と、世人の尊敬を受くること割合に困難なる事情なきにあらずるなり、去れば今世人の此頭夢を攪破せんと欲せば、其位置及其俸給に於て、實に普通官吏に倍遜するも尙ほ及ばざるべきを想ふ、此故に社會及政府にして、眞面目に監獄の改良を謀り、獄事の發達を望むの意あらば、須らく先づ之を斷行せざるべからず

近時漸やく斯學の進歩するに従ひ、朝野擧げて之を認むるに至り、殊に政府に於ては大に茲に見る所あり

彼の百萬の兵砲、千百の艦隊、陸に海に完備すと雖も、能く之を率ひ能く之を指揮する所の良士官を得るに非ざれば、其用をなさざるが如く、獄制如何に開け、監獄の學如何に進むと雖も、當局其人を得るに非らずんば、到底其目的を達する能はざるは今更吾人の辨を要せざる所なり、且夫れ監獄改良の程度如何を知らんと欲せば、苟くも眼識を具ふるものは、必ず先づ之を官吏の位置及待遇の如何に見る、蓋し十金の材は一金を以て之を購ふこと能はず、十金を以て百金の材を得んとするが如きは到底なし能はざる所なるを以て、先づ其位置と待遇の如何に依りて人物の如何を察知し、人物の如何を知て初めて其事

るが如し、然れども吾人は、未だ其筋が其思ふ丈に之を實際に施す所あらざるかの憾みなきに非ざるなり、見よ地方高等官俸給令は、第十四議會を通過して、去る四月一日より之を實施せらるゝに至りたり、而して該俸給令改正の原動力たる所を聞くに、主として典獄の俸給を増大ならしめんとするにありたりと、蓋し典獄俸給の低下にして、其任ど其位置と其俸給とに於て、他の行政官と權衡を失することば世人一般の之を唱へたる所にして、且つ議會に於ける該俸給令に對する政府の説明も、亦之に依りて成されたりと云ふ、然るに其實施後の狀況は如何、之れ吾人が其筋の處措に對して、甚だ疑駭に堪へざるの點なりとす、吾人は當初此案の議會を通過するや、典獄の俸給は、少くも警部長と同等に定めらるべきを信し、人材登用の途開けて、監獄の天地將に一段の光彩を放たんことを喜ひたりし、而して吾人其筋の内意は之を知るに由なしと雖も、兎に角其筋

も亦表面此主意なりし事は、彼の議會に於ける説明に徴して、當に疑ふべからざる事實なりとす、然るに吾人の喜びは唯た一睡の夢に過ぎずして、典獄の俸給は連も警部長に比すべくもあらず、府縣參事官だにも及ばざるが如きは、吾人の甚た遺憾とする所にして、又同時に俸給令改正の主旨に合するものなりや否やを疑ふ、口善惡なきものは云ふ今日の結果より觀察するときは、或は口を典獄俸給の低下に藉りて、以て他の官吏を肥さんとしたるかの觀あり、更に他の語を以て之を言へば、典獄は宛かも知事以下他の高等官俸給増加の餌食に供せられたるかの感なきに非ざるなりと右等案より探るに足らざるの痴言なりと雖も亦以て一顧せざるべからざるなり、從來典獄の席次が、内務省地方高等官中、常に警部長參事官の下次に列置せられたるは、抑も何に由つて然るか、此問題は確かに、典獄俸給の眞價を定むる上に於て、最も恐るべき一種の微菌たりしなり、此

病菌を除くにあらざれば、到底典獄の俸給は健全なることを得る能はざるが如し、而して其之を除かんとするには宜しく既往の病歴と、現在の症狀に徴して、根本的血精療法を施さざるべからざるなり、若し夫れ予をして、其病歴と症狀を檢案せしめんか、予は當さに之に應へんとす、從來典獄の俸給が常に警部長及び參事官の低位にある所以のものは、決して責任の輕重に依て區別せられたるにあらず、又人物の優劣に依て評價せられたるものにも非ざるや明なり、何んとなれば、責任の輕重を論ずるは、宛かも鶏が鶏卵より生じ、鶏卵が亦鶏より生ずるを稽へて以て其先後を争ひ、或は其孰れが貴重なるやを論せんとすると殆んど同一の結果に歸着すればなり、又人物の優劣を驗せんか、警部長必ずしも萬能に非ず、典獄必しも劣等なるに非らず、警部長には警部長たるの智識を要し、典獄には亦典獄たるの智識及特能を要す、詮し來れば兩者各々専門の智識

を必要とするものにして、即ち其智識の種類を異にせり、智識の種類相異なるもの、奚んぞ其間優劣の別あるを得んや、况んや地位は、吾人本有の品價を上下するものに非ず、只其上下せるか如きは、上下せりとするもの、眼識が、爲めに上下する所ありしに依りて然るが如く覺ゆるものなればなり、之れ予が典獄俸給の警部長等の低位に在るは、決して責任の輕重に因るに非ず又人物の優劣に因るに非ざることを斷言する所以なりとす、然らば何に依りて其然るや、曰く地方高等官中典獄の席次が、一朝參事官の下次に配列せられたるの致す所にして他に理由あるに非ざるなり、而して其之れが警部長等の次に列せらるゝに至りたるも、亦別に理由あるに非らざるなり、唯だ予が前にも述べたるか如く、我邦獄吏が常に世人に排斥せられたる曩年の迷想は、日進月歩の今日に至るも、因襲の久しき、尙未だ俗人の腦裡を脱却する能はず、當に俗人の腦裡を脱却する能

はざるのみならず、世の所云識者の夢をだも破ふる能はずして、又た輒近政府が其改良を計り、其進化を企圖する割合に、斯事業が發達力に乏しきが爲なり思ふに十數年前の監獄に比すれば、其進歩したること實に天淵も管ならざる今日に於て、尙は依然として、其未だ混沌たる時代の態度を保たしめんとするか如きは、抑も謂れなきことと云はざるべからず、人或は云はん、監獄事業の進歩すると共に他の事業も亦皆進歩せりと、之れ未だ進歩の度合を知らざるものにして監獄事業が近時先覺の指導と、實務家の熱誠とに由りて、殆んど世の常則を脱して、非常に長足の進歩をなしたることは何人と雖も之に反抗する能はざるの事實なり、蓋し進歩とは事物の單純なる有様より、複雑なる有様に變化するの手段にして、其進歩する所以のものは、即ち現在の有様に満足せざるに依るものなり、然かも尙は典獄俸給は、到底警部長參事官の右に出つること能はずとせば、監獄

の改良は將た何れの日にか之れを要めん、恐らくは警部長參事官なるもの、存在する間は、終に監獄の改良は之れを望むべからざるに至らんなり、夫れ然り豈夫れ然らんや、監獄の改良は眞個に不羈獨立たる情實に牽制せられて國家百年の大計を誤るが如きは、監獄改良上特に注意すべき所なりとす、予輩典獄の俸給が甚だ低下なるを想ふ毎に常に此に感あり、今又這般高官の俸給令を見て大に疑ふものなり。

且つ夫れ仄に聞く所に依れば、典獄の俸給額は、平均九百五十圓なりと云へり、而かも今日實際受くる所の俸給額は如何、實に其平均額と相去ること甚だ遠し、當初該俸給令の發布せらるるや、僅かに吾人をして曇天に星を瞻るの望みを懐かしめたりき、然れども密雲愈々深くして今や全く失望せしむるに至りたり、即ち予輩は本令の實施と共に、豫算の許す

限りは續々昇給せしめらるべしと信じたりしに、何ぞ圖らん爾後其選に當りたるもの、眞に少數にして轉た吾人をして「頼む木の下に雨もる」の思ひあらしめ殆んど斯道の前途に向て自失せしめんとす。嗚呼千里の名馬も蹶躓の失あり、棟梁の材亦錯節の疵無き能はず、蹶躓を惡み鍊節を服ふが爲に、千里の駿、棟梁の器を棄つるが如きは、是豈良御巧匠の爲す所ならんや、廟堂固より遠觀の士多し、能く人材を鑑察し、能く其伎倆を識別し、登用誤るなきの爛眼を具有す、而かも監獄の天地何ぞ夫れ人材に乏しき、未だ政府をして十分信を措かしむるに足る丈の人物なきか、若夫れ之れなしと云はば、予輩亦何をか言はん、然れども吾人も岡目の觀を以てするときは、正さに其撰に于かるべきもの尙頗る多きが如し、素より俸給増進の事は、第一人材の拔擢に出づることあり、第二積年の功勞に因ることあり、第三殆んど吾人の得て窺ふべからざる隠微の事情に依る

こともあらん、又時としては、徒らに美に心酔して、蕪薇蘼草の刺あるを忘れ、膏味に迷ふて顛の毒あるを想はざるが如きことも亦之なしとせざるべし、然れども第三以下のものは、常に之を閉天地に見るべくして未だ獄界の如き多忙急劇の天地に之あることを許さざるのみならず實際に其必要なるを確信して疑はざる所なり、而して這回昇給の事は、果して其何れに相當するやは、姑らく讀者の公平なる判斷に一任せんと欲す、若し萬が一にも、這回昇給者の中に就き目して其第一第二の條件に恰當するものなりと信するものが、却つて十把一束の待遇を愧つるものあり、其否らざるものは則ち倍々得色あるが如き事ありとせんか、之れ果して斯道の爲め吉兆なりや否や

叙し來れば慨情横溢して、字憂へ句悲しむ、噫胸奥の感懷、誰に向つてか訴へん、心裡の懊惱、誰に依てか解かん、固より吾人獄海の怒濤に掉すもの、果

して其何れの岸に漂着するやを知るべからずと雖も唯夫れ正義の羅針は、常に公平に吾人に其水先を示す、浪平かならされは羅針必ず鳴る、鳴りて而して其平かならざるを知るに足るなり、今や斯道の前途霧深ふして咫尺を辨せず、同志夫れ須らく自戒する所あれ。

○實務演習

(第一回)

留岡幸助君講述

左に掲載せるものは警察監獄學校に於て留岡教授が實務演習の科中東京市内各慈善院に生徒を引率して實地を視察せしめて教授せられたるものなり、而してその視察せられたるものは東京感化院、福田青兒院、東京養育院及家庭學校の四慈善院なり、左に視察の實況講話を紹介せん

本月十九日予は拾數名の諸君と共に東京感化院を視

察せり、今其視察の概要を陳へ併せて之が論評を試みんと欲す。

東京感化院は明治十八年高瀬真卿氏の創設せる所なり、其初め感化院として設立したるものに非ず、後宮内大臣土方伯其他の贊助を得て佛國「メットライ」の殖民感化院に模倣して其組織を改め感化院の名稱を付するに至れり、然れども果して能く彼が制度に適合せるや否やは余之を知ることを得ざるなり。

位置、は澁谷赤十字社病院前に在り繞らすに障壁を以てす。是在院者をして逃走の虞なかしむるの目的に出でたるなり。

現在員、六拾五名あり(將來八十名となさん計畫)感化院は各國共に八歳以上十六歳以下の者を收容するに、はらず本院は二十歳以上の者をも在院せしむるを見たり。

制度、家族制にして桐家族、梅家族等の名稱を付し、家族毎に族長及長子を置けり。一家の風儀を保

ち或は諸般の事項を整理するは長子の力に依る事殊に多しとす。

入退院、入院式は夜間講堂に於て之を行ふ而して父母の病氣看護の外決して歸宅せしむることなし而して三等以上に至るものは退院を許可することを得ることとせり。

宗教、感化の神として眞吡の神を祀りて禮拜せしむ(素盞鳴尊萬の汚を拂ひ不頁を感化せしめんが爲に特に此神をして天降らしめしものなり)蓋し院長は宗教なるものは感化の目的を達する手段として欲くべからざるものなりとの説に従ひしものなり。

院長は果して此神を信仰するや否やは予之を知るを得ざるも神道は即本院の宗教となせるもの、如し。學科、生徒には普通學科を教授せり、其成績は良好なり、歴史、習字は最進歩せるものにして就中和歌を巧にす

賞罰、品行方正にして勤勉なるものは之に賞狀を

附與し賞狀二枚を有するものは銀章を授く、其階級を下すを以て懲罰手段の主たるものとせり。鄙見を以てせば本院感化の方法に付ては二三の缺點なきに非ず、予は素より學術的に批評を加へんとするものにして毫も誹謗の意志を有せざるは諸君に向つて明言する所なり。

一、家族制度は果して周壁を用る其逃走を防ぐの必要あるか、其出入に就ては家族の者等け餘り嚴格なる規定を加へざるを可と信ず、本院にして周壁を作りたるは其家族制度を採用せるに對して矛盾する所なきか。

一、感化院の八歳以上十六歳以下の者を收容するを普通とせるにも係らず本院は二十歳以上のものをも入院せしめたるは予の疑ふ所なり。亞米利加に於ては這般の者を收容するには感化監獄を以てせり

一、宗教は其何たるを問はず、院長自ら之を信仰

すれば即可なり、若し夫れ其信仰より出づるに非ずして唯政界上の必要より宗教を採用する如きことあらば感化上頗る不可なり、蓋し宗教なくして感化を行はんとするは風無くして風走船を馳らせんとすると同一なればなり。

一、院内は秘密主義を採り吾人の如き斯道の研究者すらも猶參觀し得ざるの場所あるは予の賛成し能はざる所なり。

一、姓名の代りに感化號を以てするは整理上の必要より來れるものならんも否人は感化號を用ふるの正當ならざるを斷言す、ワインズ氏の監獄學にも姓名に代ふるに番號を以てするは是れ人を侮辱するものなりと、鄙見を以てせば教育上斯る番號は其不可なるものなりと云ふを憚らざるなり。

以上は其主たる缺點なりとす、然れども明治拾八年以降今日に至る迄其事業を繼續して孜孜經營する所

以のものは誠に感服に堪えざるなり、是れ吾人の賞讃して措かざる所なり。歸途福田會育見院を參觀せり。該院は之を寺院中に設け純然たる孤兒院なり、教室、病室、事務室等に加へて庭園の設あり。現在員四拾八名にして内二十六名は女子なりとす。本院參觀の際主事不在にして審に聞く能はざるを以て之を批評するを得ざるも四十人以上の兒童に對し教師一人なりといふに至りては之を教育上より觀察して其少數なるの憾みなきに非ず。

本日は東京市養育院をも視察せり

本院の創立に就ては既に幹事の説明ありし如く頗る面白き歴史を有す而して其資本金の多額にして其收容人員の多きこと蓋し我邦慈善事業中尤も大なる者なりと云ふを得べし。

予は今少しく學術的に批評を加へんとす。

其收容する六百に垂んとする者の中には男女老幼相混同せり。而して大部分は窮民と孤兒とにして棄兒

白痴盲啞不長少年等は少數なり。本院は所謂救貧院孤兒院白痴院盲啞院感化院の六部を一ツ處に合同したるが故に之を組織上より觀察せば其當を得たりと云ふ可からず。故に宜しく之を六分して各専門的になさる可からず。然れども本院の如く斯く盛大に發達し來りしは誠に賞讃の外なきなり。

鄙見によれば此發達に付ては原因ありと云ふ可し。

院長澁澤榮一氏は生來慈善の人なり曩に同氏の御内にて社會事業慈善事業に付て集會をなせしとあり。

氏は席上演説を試みたるが第一節に曰く

予は養育院のためには二十有餘年の久しき間盡力し居れり而して予は元來實業に従事したりしが斯事業には最多數の競争者を得たるにも係らず慈善事業の競争者としては今尙一人をも見出し能はず是れ果して國家のために喜ぶべき現象なるかと

是に由りて之を觀れば養育院が斯く發達し來りし所以のものは蓋し氏の熱誠興つて力ありと謂はざる可

からず。

坊間或は曰く慈善事業は本來公共の事業として尤も發達を望むべきも多額の費用を要するを如何んせんと予は極めて其謬見の甚しきを感じざるものなり、斯業の進歩は決して之を金錢の多寡に歸因せしむべからず。見よ岡山縣に於ては數方の資本金を有する備作惠濟會のあるも其成績に於ては如何未だ顯著なるもの有るを聞かず。之れ慈善事業は決して金錢のみに依りて其發達を期すべきものにあらず、斯業の微々として振はざるは思ふに其人物の乏きに屬す誠實なる精神あるにあらざれば決して其發達を見ることを得ざるなり、養育院が斯く盛大なる域に進歩し來りたるは誠に院長澁澤氏幹事安達氏の如く熱誠なる人ありて斯道の爲に銳意盡瘁せらるゝの結果たることは何人も確信して疑はざる所なり。

家庭學校 本校に付ては聊鄙見を陳して諸君の批評を請はんとす此家は(即家庭學校々長の宅に於て講

演せられたるを以て此家はと云はれたり)諸君も見

らるゝ如く建築頗る古く予は之に修繕を加へ別に學校として一棟を新築し、漸く數週前此所に移轉して開校するを得たり、今執りつゝある方法が果して感化事業の爲に成功するや否やは問題なり。然れども予は嘗て經驗したる所に從ひて之を實地に行ひ徐々に其發達を期せんとするものなり。

今や各府縣に感化院を設置せんとするに當り政府之が爲他日本校をして代用感化院の一たらしめんとするも予は之に従ふ事を欲せざるなり、金錢の扶助に依りて其主義をして變更せしむるに至るは既に既に微して明なり、而して主義の變更は到底初先の目的を達すること能はざらしめばなり。予の事業は之を船舶に譬ふれば英國に向つて横濱港を出帆したる船舶の如し、其前途猶遠なり然れども其目的に向ては猶此船舶が航路の方針を確定して航進せるに等しきなり、故に予は今其方針に付きて陳述せん

マントライの感化院を設立せし院長デメツが模倣したる獨逸の「ラフヘスハウス」感化院の制度に依れり。予は嘗て出獄人を保護せんが爲に屢彼等を我家庭に收容したることあり、而して彼等を感化歸善せしむる爲に家庭の制を採れり。蓋し予の経験に依れば家庭的の制度は彼等を改良するに於て頗る其功顯著なることを信せしめられたればなり。故に予の家庭學校は一面家庭にして一面學校なり。是予が家庭學校と名づけたる所以なり。

デメツが模倣せしは獨逸ハンボルの近郊に在る「ケルン」の「ラウヘスハウス」感化院なり、此感化院は七十餘年前の創建にかゝるものにて英語にてラフは粗末の義なり、ラフヘスとは獨逸語にては茅屋の意なり、ウイツヘルンは此茅屋に三人の悪少年と共に感化事業を初めたり或は云ふウイツヘルンの感化院の地所はラフヘスなる植木屋の所有せしものなりしを以て其名を存せるものなりと。ウイツヘルンは家

庭的組織を以て不良少年を感化せり。院長の言に「The stengero wall is no wall. 即尤も堅牢なる障壁は眞の障壁に非らずとの意なり、彼の巢鴨監獄は繞らずに堅固なる練瓦壁を以てせり。然れども是れ眞の障壁となすことを得るか眞正の障壁は堅牢なる障壁に非ずして愛心の宿る所是れ尤も堅牢なる障壁なり、恐くは愛心の深き典獄に背きて逃走するが如き囚人はこれあらざればなり。」

家庭制度は予の尤も好む所なり。今僅に一棟を新築し開校したるが諸君も實見せらるゝ如く在校せる兒童は他の感化院に於て見るが如く外見的柔順なるものにあらずして屢教師の訓戒に違ひ教師を始め予をして私かに涙を催ふさしむること往々なり。然れども夫の懲治場に於て見るが如く戰々兢々として毫も活氣を帯びず、所謂蹶起つゝの精神に乏しき院兒を養成するは教育上誠に適切なるものと云ふ可らず、活氣なき教育は眞正なる教育にあらざるなり、予は

生徒が此活氣を失はざらんことに注意せり。

本校には二人の婦人あり一人は母として他の一人は之が助手として従事せり、故に一面には教育者として自ら教鞭を取り而して他の一面に於ては自ら其教師たるにも係らず炊事の勞を執れり。此所に列席せらるゝ谷君は教頭にして幹事を兼ね又家族長として寢食を共にせらる。予は今後猶進みて五棟を増築し一棟十五人を收容して總計九十人を入校せしめんとするの計畫を有す、亞米利加に於ては三十人を以て一家族を編成するも予は十五人を以て定員とせり、是れ經濟上不得策なりとの刺議あるも苟も善人を養成するには必しも經濟の如何を以て云々し得べきにあらず、加之亞米利加の如く一家族として三十人を收容するは多きに過ぐるの嫌なきにあらず。科程としては普通教育の爲に半日を費し他の半日は農園に於て勞作せしむ、其詳細を擧ぐれば

六時まで	掃除
六時三十分まで	禮拜及宗教道德の談話
七時	食事
八時より	課業
午後九時	就寢
食料	四圓五十錢
校費	五十錢
月謝	一圓
小使	一圓
合計金	七圓
中學程度のもものは七圓五十錢	

在校兒童中には貧富の懸隔甚しきものあるも凡て之を嚴格なる一律の下に支配せり。

以上は本校組織の梗概にして予は家庭的制度を以て將來を卜せむとす、其可否に付ては幸に諸君の批評を請はんとす。

○監獄の分合

奥村嗣次郎君

監獄費國庫支辨の吾人が多年宿望たりし所以のものは其理由一にして足らずと雖も治獄の統一を圖り監獄の改良發達を期するの實に切なるものありしに因り而して之が改良發達を期し統一を圖らんと欲せば先其根柢たり基礎たる監獄の廢置分合を査定するは最も緊急の事業なりと云ふべし此一大計畫は即ち教育の十年計畫又は海軍の十年經營杯と同じく歲月を積んで其成功を期すべきものなれば精數なる調査を遂げ慎重周密なる考慮を要すべきなり則ち國庫は監獄建築費として毎年四十萬圓を支出し此内三十萬圓を監獄の改築費に充て十萬圓を以て腐朽使用に堪ふる能はざる止むなき一小部分の建築費とせり四十萬圓取て多額と云ふにあらざるも此金額を以て十年或は二十年の計畫を立て漸次經營せば監獄の建築は

早晚完全の時期に達すべし況んや他年國庫財源に餘力あるときは又幾十萬圓を増出し此數十年の計畫を短縮することを得べし是洵に國庫の賜なりと云ふべし地方稅支辨の時に在ては區々たる一府縣の財源は一朝の水災忽ち其負擔力を失し或は疫疾の侵襲に遭遇し財源涸渇する等災害臻れば忽ち其府縣事業の消長に關係を及し數年を期する事業の如きは容易に起し得べきにあらざるなり然るに今や牢固なる財源に依り年々此四十萬圓を改築費に充つるの好時期に際し監獄の分合廢設をなし經濟上の節約をなすと同時に行刑の塾實を期せざるべからず全國監獄を通覽するときは其廢置分合を要する監獄豈に少しとせんや之を經濟上より打算するも僅少の在監人を拘禁する監獄を存置するの不得策なるは費辨を要せずして明かなり故に監獄署にして支署となし支署にして本署となすべきも其數僅少ならずとせざり地方稅支辨に在ては行政區畫に因り其費途を嚴然區別するの

必要ありしを以て留交通の便のみならず監獄署は隣接して聲相應すと雖ども行政區畫に之を合併するを容るさず費途の區分上又已むを得ざりしなり然れども國庫支辨の曉は毫も此等の必要なきのみならず反て廢置分合の急務を感ずるに致る况んや七月一日より其管轄を司法省に移さるゝに於ては地方官々制の如き必ず一府縣に典獄を置くの必要は之なき場合もあらん又其位置等の關係より二監獄を設置し各典獄を置くの必要もあらん左れば地方官々制の如き早晚改正せらるべきものと思考せり將來監獄の建設は二縣或は三縣に涉り一監獄を置く等其拘禁人員の多寡に依り便宜之を定め其位置の如きは行政區畫に依り一縣の便否に拘はらず關係府縣の地利等を考察し之を定めざるべからず又刑事被告人囚人未丁年囚懲治人女囚等一監獄に收容せるも他日此等は單純なる管理となし各之を區別する等の必要もあらん吾人は此等諸般の關係を熟察して百年の一大計畫を作成し來

る十月一日より着々實行せられんと希望に堪へざるなり

○時事片々錄

近來監獄の天地は漸く活氣を添へたるの心地せらる而して之と同時に將來一層研究を要する事項も退々輻輳せるやに感せらるゝは蓋し余輩の慾目かとも思はるゝか左に時事問題の二三に就き是非の論評を試みんとす

第一 監獄主管の變更に就て予輩の意見を忌憚なく云はしめは内務司法何れに屬せしむるも別段異見を挾むものにあらずと雖も司法省に移したる結果として或は從來監獄行政に對し採用し來りつゝありし威化主義の發達進歩を阻害するが如きことなきやを憂ふるにあり、斯は固より余輩の取越苦勞に過ぎざるへしと雖も天の未だ雨ふらざるに該り關戸を網繕し置くの注意も亦強ち無要の辯にあ

らざるを信するより茲に一言し置くべきは即ち將來監獄行政を司法省に移したる結果として一面、地方長官の管理權より分離すると同時に監獄事務をして検事正又は検事長の配下に屬せしむる時期の到来せざらんと是れなり道路傳へ云ふ今回政府が監獄事務を司法省主管に移したるは主として閑散司法省の誹を免かれんか爲り將來國庫支辨後に於ける煩雜なる事務の輻輳せる時に當り監獄を司法省に吸引せし者にして改正官制は監獄の直接管理權は依然地方長官に委任しありと雖も結局本省直轄と爲さる可らず然れども此議論は一朝内閣の交迭を事實に視るの曉に至ては到底之を遂行するの勇氣もなく成案もなく他方に於て全國多數の検事長等の勢力に驅られ寧ろ監獄事務は司法裁判に密接の關係を有する位の理由を楯とし之に雷同し遂に内閣は之を事實に現はすに至るが如き計畫を萬一にも抽出せられざらんとを余輩は衷心憂慮

に堪へざる者なり尤も今の司法大臣は官邊の經歷に於ても監獄警察事務には因縁深き人にして右等の不修理は夙に諒悉せられつゝありと雖も此所一步を過つたらんか百俣の功を一簣に失ふが如き悪現象なしと云ふへからず、却說今度監獄を司法省に吸引せられたるに就ては國庫支辨法施行に伴ふ錯綜煩繁なるとは百も承知二百も合點せられ固より覺悟の前の事なるへしと雖も根本的監獄制度の改良は是非共茲兩三年内に斷行せざるへからざる必要あるのみならず否此際茲二三年の時日を猶豫すへからざる事情の存するありと豫想せざるへからず即ち刑法の改正及監獄建築に關する大方針を確定せざるへからざるとは今後一年の時日だも之を藉すを許さゝると是れなり、現に國庫支辨後の第二年たる明治卅四年度より無量卅万餘の巨資を投し監獄の建築に着手起工することゝなれるあり其措畫設計は總て今日の制度を其儘採用し地方

的行政區畫に依り監獄の種類に依り之か分類法を豫期せざるを以て之を見るも是れ亦今日に於て大等策大方針を決定するの必要あるにあらずや、而して一面又國庫支辨後に係る監獄に關する經費は既に一定の範圍に限られありとの事なるも是亦社會の状態如何に依り年々多少の増額を豫想せざるへからざる等の事實に想ひ及べば今日新に司法省に據する所の監獄なる新婦に隨伴する緊累否な困難は此際是非とも司法大臣の裁斷に據らすんはあらざるなり司法省たるもの果して右等問題に對する成算あるや否やは素より余輩の知る所にあらずと雖も監獄行政に對する困難は蓋し今日を措て殆んど他にあらざる所なるべしと想像するは是か非か

第二 典獄責任問題及び典獄の俸給増加令に就て典獄の責任問題は近頃随分入釜敷なりたるものと見へて先月來典獄の譴責懲戒を受くるもの頗々官

報に公表せられて被懲戒者の不名譽なるは素より論なく全人社會も亦均しく其責を頌たざるへからずと信すると同時に監獄行政は爾かく如此の貴重職務にして從て其責任の重きものなることを知悉するに足るべきものありと信す、然るに是に反して余輩が嘗て斯道の爲り頻りに唱導したる典獄増俸説は今日既に改正實行せらるゝに至りたるを見るに幾分其俸給を高めたりと雖も余輩の理想とせし警部長との權衡は愈々倍々相懸隔するに至りたる半面には警部長に對する特別任用令を廢止し新に府縣警部長の下に警視を置くに至りたるさへあるに監獄事務は爾かく警察の如く重要視せらるゝに至らざるは余輩の遺憾措く能はざる所にして監獄の前途に向て余輩は犯憂なき能はざるなり是れ畢竟因襲の久しき容易に此遺習を蟬脱改良する能はざる結果茲に至るものなりと雖も監獄行政制度の進運未だ彼岸に達せざるものと看るの外なき

か如し今日、監獄に關する事務は全然司法大臣の監督の下に移し將來大に監獄行政の革進を斷行せんとするの豫期なりと云ふ時機に際し其責任を問ふことの爾かく峻巖にして其職務を重んずる割合に比較的監獄官吏を遇することの薄きは余輩今後司法大臣閣下に囑望せざるを得ざる所なり尙特に茲に一言附加すへきは余輩は素より典獄の責任の重きを厭ふものにあらずるのみならず寧ろ却て益々其責任の重きを自得するものなりと雖も政府が只其責任の重きを知て其之を優遇するの途未だ到らざるものなきやを云々し當局に警告するに過ぎざるなり

第三 監獄巡閱の必要に就て 監獄巡閱の必要且頻繁ならざるへからざる事は過日監獄茶話會に於て有馬典獄の演述せられたる如くにして殊に國庫支辨法施行後の監獄巡閱は従前の如く唯單に形式的皮相の巡閱のみを以て満足すへきにあらずるのみ

こそ

第四 監獄協會の事業及び監獄茶話會に就て 我監獄協會は昨年七月組織改正以來、整理委員の盡力に依り事業の計畫漸次其緒に就きたるより本年三月に至り典獄會議を好機と爲し新たに其規則を制定し、將來、協會か採るべき事業の方針を表白し會頭に清浦司法大臣を推薦し副會頭以下委員の選舉囑託を了し今や若々協會か事業の擴張に汲々たるものあるは余輩の深く慶とする所にして又厚く當局委員諸氏に其盡力を謝せざるへからざるなり而して協會か機關たる雜誌は日に月に改良を加へ一面、監獄茶話會は頻々之を開催し時事問題に就き討論研究に日も尙足らずと雖も雜誌と云ひ茶話會と云ひ其範圍は概ね當局者に限らるゝかかき實況にして汎く社會に同情の士を得ざるは余輩の常に遺憾とする所にして内は如何に研鑽討究の勞を積むありと雖も外に同情の有志を得るにあらず

ならず國庫支辨問題通過の唯一の理由たる獄制の統一、獄舎の新築改築は今日以後最先の急務たることを想へば理想的卓上の空理空論は今や殆んど其必要を認めずして將に是れ實質的過渡の時代となれり、是れ即ち國庫支辨後の監獄經費豫算の配當及び編成等を始めとし從來甲乙地方の間に貧富に依り厚薄ありたる監獄に關する經費をして均衡をせしめ治獄の統一、獄制進歩の普及を得せしめんとするには之を耳に徴せしめて目に證するの必要は儘に従前に比し一層の重きを加へたりと余輩は斷言するを憚らざる所なり語に曰く百聞一見に如かずとは蓋し是等を謂ふなるべし監獄巡閱の事、夫豈に忽諾に付すへき事ならん哉、宜なる哉來る七月以降は監獄局の擴張も愈々行はるゝ事なれば此際其僚屬を全國に派し國庫支辨法施行の準備及び獄務統一の資料を蒐集して徐ろに完壁の改良施設を遂行するの覺悟あらまはしき事に

は最後の監獄改良の目的は遂に達するの日子を如何せん、監獄費國庫支辨論の囂かりし當時、一時監獄問題を云々するもの漸く生出せしかども議會通過と共に驟雨の一過跡なきか如く寂として斯問題を論ずるもの寡きは要するに我監獄協會か其中間に立て世論を喚起し一人たりとも同情者を多く得ることに勉むるの責務ありとす、既に雜誌に茶話會に夫々改良機關の設備せるあり今後は可成多く同情に厚き識者、宗教家、政治家、慈善家を歓迎し我國監獄事業の爲め論說に講演に其思想を發表せられんことを要す、然らざれば即ち協會の役員諸氏并監獄當局者の間に専心斯事業の爲めに盡すあるも或は遂に同人社會をして監獄改良の聲に飽かしむるに至るなきやを憂ふ、近來頗々開催せらるゝ監獄茶話會には往々名士の講演を聞くの機會なきにあらずと雖も今少しく其範圍を擴め所謂有名なる學者、政治家、宗教家等を聘し社會問

題監獄問題等に付き講演を聞くことを得るの機會を造出せられんことを敢て希望するものなり……

……(監獄童子)

○監獄官の稱呼規定を讀

て感ずる所あり

此度其の筋に於ては、監獄官の地方長官又は之と同格の官吏に對する、稱呼を定められたり

予聞く第一世那破烈翁は、外國と戰爭中諷車内に於て、小學規則を編し、又は敵の重圍を受け作戦を講しつゝ、側ら諸法律を起草せしめ、或は又草鞋の製造方、哨兵の配置をも指揮し、尙此間終始家人に通信し、家事の整理より衣類の裁縫方等に至るまで、何くれとなく指圖せられたりと、危急目睫に在り、萬難身に迫るも、之に處して釋々余裕あるは、之即眞に英雄の資を享くるに非らざるによりは決して能は

ざる也

斯會今や監獄局の移轉、監獄費の實施、獄舎の建築等、目前に迫り諸般の施設改廢に就ては、一々之か主義方針を決定せねばならぬ事にて、予等は皆其の指揮命令の下るを翹首待つ者なれば、中央部は獨り其衝に當り、之か應戰の畫策に繁忙なる、到底予等の豫想の出來得ざる事にて、今は眞に斯會の革命時代、即戰爭の最中なるに、中央部が此稱呼の事迄に注意を加へらるゝ如きは、恰も那翁が重圍に在つて作戦計畫の側ら、些細の事までも決定指揮したるに等しく、中央部が如何に多々益々辨するの資あるかは、是を以て知るを得る也、予今此事に就き偶々、那翁の當時を追懷し、彼と此と好一對なりと信す、依て聊か所感を述ぶ……(神 徑 生)



○司獄官の修養

岡山 鷲尾教導君

規程厳正と教養感化とは在監者處遇の二大條件なり。紀律厳正は表面にありて彼等の自由を檢束し以て犯罪の囿るべきを自覺せしめ教養感化は裏面にありて彼等の爲せる罪惡を懺悔恐懼し以て正義の觀念を移植するにあり

吾人はこの紀律厳正と教養感化とが何れが容易にして何れが困難なりと曰はず等しく其困難を認むるもの夫は苟も監獄に身を奉ずるものはこの兩個の觀念を外して就職す可からざればなり。監獄内を整理するに於て第一課第二課第三課職務教務の分課ありと雖も已の擔任する所に偏して他を顧みざるが如き不可なり。教務が紀律厳正を蔑視するが如き其他が教養感化に注目せざるが如き是なり。併し乍ら吾人が大に先輩の教を乞はんとするは、少くも教諭師として彼等犯罪者を教養感化するの困難を述べ以て斯道先輩の高教を仰がんを欲するものなり

彼犯罪者を見よ其犯罪するに於て先天的なるもあらん病的なるもあらん之等は極めて類の少き從て特殊待遇を施さざる可ざるを以て例外とせしむる犯罪者中最も多數なる習慣犯罪者情欲犯罪者の如きは殆んそ其半境遇の罪ならざる者幾干や所謂教育の不完全家庭の不和天災物價の騰貴奢侈の風潮學校に退めらす其一半は犯罪者自身の克己自制力の缺乏に基因せしんばあらず之等に就ては、自他均しく是認する所にして恐らくは一人の異論なかるべきを信す

らず教諭師と共に其責任を分つべき他の司獄官諸氏が忽ち目前に於て一大難關に遭遇す其一大難關とは何ぞや曰く然らば如何にして彼等犯罪者を教養感化善良の民たらしむべきや是なり

社會境遇の宜しからざるは以て道徳墮落惡劣なるに喩へんが犯罪者は病態衰弱の人に比すべきなり。泥濘惡路は壯健の人を通過する猶干挫百折の不幸に遭遇す況や病態衰弱の人をや而して監獄なる場所は勿論國家の犯罪者に對し刑罰を執行する所なりと雖も一方より見れば社會境遇の非惡に對し刑罰を執行する所なりと雖も一時の滞留者に過ぎざる病弱者しくは養育院とは異なればなり。斯る一時の滞留者に過ぎざる疾病衰弱の人に類する犯罪者に向つて教養感化の實效を奏するの難きは固よりなり。放擲はす可からざるなり

事實此の如くなるを以て一方には文明の進歩と共に學理の研究實際の活用と共に刑罰の執行は公平なるにも關らず紀律は益々嚴正に趨くにも關らず一方には教養感化の養教漸少なるに非らず吾人は社會境遇の非惡に就ては今論せざるべし夫は社會を改良洗濯せんば犯罪者を教養感化する能はざると云ふ少くも未來永遠の問題にして今日の犯罪者を教養感化するといふ事項には迂遠を覺ゆるが如し社會境遇は斯くの如く非惡なり監獄は斯くの如く現に永遠の改換治療を目的とせし犯罪者は斯くの如く克己自制力に缺乏せり此の中間に立ちて如何に教養感化の道を講すべきや吾人が大に先輩の高教を仰がんとする所なり

現在犯罪者を教養感化するに於て彼等の缺乏せる克己自制力を養成發達せしむるの外他にあらざるへし併ら能く考慮を回らざるは克己自制力に缺乏せりといふ是れ程度論なり世の犯罪者に對する者も既に講るべきに非ず僅かに犯罪の善に歩を容れざるのみ諸の機會と法の明確(或る意味に於て)とは常に犯罪の淵底に陥れんとす、あることを故に司獄官殊に教諭師と雖も濫りに自家の善良潔白を誇稱す可らず犯罪者に對しては、彼等が犯罪せるの故を以て、強惡汗係無賴狡猾等の

任 辭 令

惡報を以て見る可らず然れば克己自制力を養成發達せしむるこいふは實際確然の事實と見る可らざるが如し嗚呼如何にせば可なりやこの困難を除去するの宇宙間唯一のみ眞理の神正義の佛あるのみならず世界に於ける不徳を完全に社會の罪濁を洗滌するものなり人力の能はざる所を神明佛陀は之を能くす然れば速かにこの眞理の神正義の佛に依る所の神明佛陀は之を能くす然れば速かに先立ち近く自己を救ひ給ふ自己の救はれたる者にして始めて他を救濟感化し得べし併らこの眞理の神正義の佛は自家の修養を外にして濫りに他の改換を強制するが如きは大に憾思する所なり故に司獄官たるものは其教誨師たるべきと問はず眞理の神に依り正義の佛陀に依りて自家の修養を勤むる是れ焦眉の念に非るか若し司獄官殊に教誨師たらんもの彼等犯罪人は其飲酒喫煙女色等諸有奢侈を縱にしたるが故に犯罪するに到れり須らく彼等において飲酒喫煙女色を禁制即ち止へし吾人清淨無垢の人焉んぞ之を禁止すべけんや况や連日勤務に忙殺せらるる之等慰練の道無くして可らんや云ふ人あらば吾人の知るまゝならん

敢て愚見を陳べ斯道先聖の高教を誦ふ所以あり

叙任辭令

明治三十三年五月二十日(内閣)
 正四位勳三等 小松原英太郎
 任内務總務長兼内務省官房長
 叙高等官一等
 從四位勳三等 波多野敬直

任司法總務長官兼司法省官房長
 叙高等官一等
 全五月二十一日(内務省)

熊本縣典獄 坪井 直彦

熊本縣八代監獄支署ニ於テトモロ逃走シタル竊盜犯罪被告入田中徳一ガ明治三十二年四月十五日再び脱監逃走シタルハ平素部下監署不行届ノ致ス所ニシテ其ノ職務ヲ怠リタルモノトス依テ文官懲戒令ニ依リ置責ス

全五月二十日(司法省)
 總務局會計課長を命ず
 司法書記官 岩原 性一
 司法書記官 阪崎 備
 司法書記官 中村 政房
 司法技師 山下啓次郎

總務局會計課詰ヲ命ス
 司法省參事官 拍原與次郎
 五月二十三日(内務省)
 警察監獄學校講師ノ囑託ヲ解ク 警視 黒金 泰義

五月廿六日(内閣)
 警視廳典獄 藤澤 正啓
 五月三十日(内務省)
 石川縣典獄從七位 白井助之進

三級俸下賜(年俸千二百圓)
 警視廳典獄 藤澤 正啓
 四級俸下賜(年俸九百圓) 警視廳典獄 永田直之丞
 六月二日(内閣)

任海軍監獄長
 叙高等官八等
 錄事從七位勳七等 長野 昌夫

任司法省參事官兼司法書記官
 赤星 典太

六月二日(司法省)
 六級俸下賜 總務局會計課詰ヲ命ス
 司法書記官 赤星 典太

六月四日(内務省)
 新瀨縣典獄 木名瀬禮助
 五級俸下賜(本俸七百圓) 長野縣典獄 角尾小彌太
 五級俸下賜(本俸七百圓) 島根縣典獄 松島 四郎
 五級俸下賜(本俸七百圓) 山口縣典獄 山縣 齊高

富山縣典獄ニ於テ元授業手苗村萬十郎力自己ノ擅當ニ係ル瓦斯織物竊取スルニ心付カサリシハ平素部下監督不行届ノ致ス所ニシテ其職務ヲ怠リタル者トス依テ文官懲戒令ニ依リ置責ス

富山縣監獄署ニ於テ元授業手苗村萬十郎力自己ノ擅當ニ係ル瓦斯織物竊取スルニ心付カサリシハ平素部下監督不行届ノ致ス所ニシテ其職務ヲ怠リタル者トス依テ文官懲戒令ニ依リ置責ス

六月五日(内閣)
 任京都府典獄 新瀨縣典獄正七位 木名瀬禮助
 叙高等官六等
 長野縣典獄正七位勳六等 五十嵐小彌太
 任新潟縣典獄 叙高等官六等
 任長野縣典獄 島根縣典獄從七位 角尾小彌太
 叙高等官七等

任島根縣典獄 山口縣典獄從七位 松島 四郎
 叙高等官七等
 任山口縣典獄 山形縣典獄從七位勳六等 山縣 齊高
 叙高等官七等
 六月五日(内務省)
 京都府典獄 木名瀬禮助
 四級俸下賜(本俸八百圓加俸二百圓)
 新瀨縣典獄 五十嵐小彌太
 四級俸下賜(本俸八百圓加俸二百圓)
 五級俸下賜(本俸七百圓) 長野縣典獄 角尾小彌太
 五級俸下賜(本俸七百圓) 島根縣典獄 松島 四郎
 五級俸下賜(本俸七百圓) 山口縣典獄 山縣 齊高
 六月六日(内務省)
 佐賀縣典獄 清水精四郎
 本年三月廿四日佐賀縣監獄署ニ於テ重懲役十年囚武富禮吉ガ脱監逃走シタルハ平素監督不行届ノ致ス所ニシテ其職務ヲ怠リタルモノトス依テ文官懲戒令ニ依リ置責ス

六月七日(内務省)
 一級俸下賜(年俸千圓)北海道廳典獄 四王天數馬六
 月十一日(内閣)

(各通)
 警察監獄學校教授從七位 津田 精吉
 警察監獄學校教授從七位 舟橋 重三
 任警察監獄學校通譯官兼警察監獄學校教授
 叙高等官七等

小秋元三八吉

義雄

山上

市藏

幸助

津田 精吉

舟橋 重三

小秋元三八吉

任警察監獄學校通譯官

叙高等官八等

六月十一日(内務省)

三級俸下賜

(各通)

五級俸下賜

(各通)

六級俸下賜

九級俸下賜

監獄事務官若山東京集治監、藤澤、永田警視廳、有馬神奈川、中村千葉等の各縣典獄にして中々盛會にて有益なる以上諸士の講話ありたりと云ふ、此種の會合斯道を益すること尠なしとせず况んや各地到る所に之を開き互に智見を廣ふすることを得ば更に尤も可なるものあらん

雜報追加

○埼玉縣監獄署講話會

本月三日の日曜日を下し埼玉縣監獄署に於て獄事講話會を開き斯道先輩諸士の獄事上に關する講話を聞かれたりと云ふ、而して當日列席者の主なるは山上



監獄法令

法律第八十三號 (明治三十三年五月十五日官報)

裁判所及臺灣總督府法院共助法

第一條 民事及刑事ニ關シ裁判所及臺灣總督府法院ノ間ニ於テハ相互ニ左ノ事項ヲ囑托スルコトヲ得

一 訴訟書類ノ送達

二 證據調

三 令狀ノ執行

第二條 共助ニ關スル費用及囚人刑事被告人ノ押送ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第七十四號 (明治三十三年五月十五日官報)

第一條 裁判所及臺灣總督府法院間ニ於クル共助ニ關スル費用ハ囑托ヲ受クタル裁判所又ハ臺灣總督府法院ニ於テ之ヲ支出シ互ニ其ノ計算ヲ爲サス

第二條 囚人及刑事被告人ノ押送ニ關スル手續ハ押送地ノ規定ニ依ル

第三條 囚人及刑事被告人ノ押送ニ關スル費用ハ押送ヲ爲ス各官署ノ支辨トス但シ内地及臺灣間ニ於クル

航海中ノ押送費用ハ國庫ノ負擔トス

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内務省訓令第十三號 (明治三十三年五月十九日) (監獄禮式は全部警察禮式を準用し)

明治二十四年八月内務省訓令第十五號警察禮式中左ノ通改正ス

第二條中「巡查」ノ下ニ「ノ巡查部長以上、巡查部長」ヲ加ヘ但書中「署員ノ其署長」ヲ「課署員ノ其課署長」ニ

改ム

第三條ノ第二項ヲ削除ス

第六條中「左手ヲ以テ刀ノ柄ヲ握リ」ヲ「刀ノ柄ヲ前ニシ左手ヲ以テ兩鐐ノ間ヲ押ヘ」ニ改ム

第七條第九條中「左手ヲ以テ刀ノ柄ヲ握ルヘシ」ヲ「刀ノ柄ヲ前ニシ左手ヲ以テ兩鐐ノ間ヲ押ユヘシ」ニ改ム

第八條中「左手ヲ以テ刀ノ柄ヲ握り體ノ上部ヲ少シク前ニ傾ク敬スヘキ人ニ注目」ヲ「刀ノ柄ヲ前ニシ左手

ヲ以テ兩鐐ノ間ヲ押ヘ敬スヘキ人ニ目仰シ五六步過キ去ル迄目送スヘシ」ニ改ム

第十三條 整列シタルトキハ「氣ヲ付ク」ノ令ニテ一同受禮者ニ注目シ其指揮ヲ掌ル者ノミ相當ノ禮式ヲ行

フヘシ

隊伍ヲ爲シテ進行スルトキハ「頭右(左)」ノ令ニテ列員ノ頭首ヲ少シク受禮者ノ方ニ向テ其指揮ヲ掌ル者ノミ相當ノ禮式ヲ行フヘシ

但行進中ハ最敬禮ヲ行フ場合ノ外停止スルニ及ハス

第二十三條ニ左ニ二項ヲ加フ

前項ノ敬禮ハ上官ノ先導者ニ於テ「氣ヲ付ク」ノ注意ヲ加フヘシ若シ先導者ナキ場合ハ上官ノ入來ルコトヲ最初ニ知リタル者ニ於テ注意ヲ加フヘキモノトス

會議室教場其他場内ノ整理ニ任スル者アル室内ニ於テハ前項ノ注意ハ其整理ニ任スル者之ヲ爲スヘシ
第二十九條但書中「三四步前ニ停止シ」ノ下ニ「敬禮スヘキ人ニ面シ」ヲ加フ

警察禮式參照

第二條 本禮式中上官ト稱スルハ巡查ノ警部以上、警部ノ警視警部長以上、警視總監北海道廳長官府縣知事ニ於ケルヲ云フ但署員ノ其署長ニ於ケル亦同シ

第三條二項 大禮服又ハ制服ヲ着シ勳章ヲ佩用シタル者ニハ其官職ノ如何ヲ問ハス成可ク敬禮ヲ行フヘシ

第六條 室内ノ最敬禮ハ正面ノ方向ヲ取り直立シ兩足ヲ整ヘ右手ニ朝ノ前庇ヲ捕ミ之ヲ垂直ニ提ケ朝ノ内部ヲ右股ニ對セシメ左手ヲ以テ刀ノ柄ヲ握リ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾クヘシ但佩刀セサルトキハ左手ヲ垂下スヘシ

第七條 室内ノ敬禮ハ敬スヘキ人ニ對シ正面ニ姿勢ヲ正シ其眼ニ注目シ右手ニ朝ノ前庇ヲ捕ミ之ヲ垂直ニ提ケ左手ヲ以テ刀ノ柄ヲ握ルヘシ但佩刀セサルトキハ左手ヲ垂下スヘシ

第九條 室外ノ最敬禮ハ正面ノ方向ヲ取り直立シ兩足ヲ整ヘ右手ヲ舉ケ諸指ヲ接シテ食指ト中指ヲ朝ノ前ノ右側ニ當テ掌ヲ稍々外面ニ向ケ肘ヲ展ニ齊シクスヘシ左手ヲ以テ刀ノ柄ヲ握リ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾ク敬スヘキ人ニ注目スヘシ但佩刀セサルトキハ左手ヲ垂下スヘシ

第九條 室外ノ敬禮ハ敬スヘキ人ニ對シ姿勢ヲ正シ右手ヲ舉ケ諸指ヲ接シテ食指ト中指ヲ朝ノ前庇ノ右側ニ當テ左手ヲ以テ刀ノ柄ヲ握ルヘシ但佩刀セサルトキハ左手ヲ垂下スヘシ

第十三條 警視廳長、警視總監、警視廳高等官、警視廳高等官俸給令ニ依リテ行進スルトキハ其指揮ヲ掌ル者ノミ相當ノ禮式ヲ行フヘシ

第二十三條 上官居室ニ來ルトキハ一屆椅子ヲ離レテ敬禮スヘシ而シテ其關係アル者ノ外ハ一旦敬禮ノ後着席シテ各其事ニ服シ上官居室ヲ去ルトキ復々敬禮ヲ行フヘシ

第二十九條 上官ニ行遇ヒ又ハ其傍ヲ通過スルトキハ頭ヲ少シク受禮者ノ方ニ向ケ姿勢ヲ正シ敬禮スヘシ但巡査ハ上官ヲ距ルル三四歩前ニ停止シ本文ノ敬禮ヲ爲スヘシ

勅令第二百七號 (明治三十三年五月十九日) 司法省官制中左ノ通改正ス

第二條中「大臣官房」ヲ「總務局」ニ改ム

第三條中「專任參事官ハ二人」ヲ「專任參事官ハ三人」ニ改ム

附則

本令ハ明治三十三年五月三十日ヨリ施行ス

勅令第二百二十二號 (明治三十三年五月二十五日官報)

警視廳高等官俸給令

第一條 警視廳高等官ノ年俸ハ左ノ如シ

警視總監

- 一級 四千圓
- 二級 二千四百圓
- 三級 二千三百圓

獄

監

法

令

警視 主事、第一部長、第二部長ニ補スル者

警察 警察長

典獄 第四部長ニ補スル者

警視 警察署長ニ補スル者
典獄 監獄署長ニ補スル者

- 三級 二千圓
- 四級 千八百圓
- 五級 千六百圓
- 六級 千四百圓
- 一級 千六百圓
- 二級 千四百圓
- 三級 千二百圓
- 四級 千圓
- 一級 千四百圓
- 二級 千二百圓
- 三級 千圓
- 四級 九百圓
- 五級 八百圓
- 六級 七百圓
- 七級 六百圓

第二條 警察署長ニ補スル警視ノ俸給區別ハ内務大臣其ノ警察署ニ就テ之ヲ指定スヘシ

附則

本令施行ノ際別ニ辭令ヲ受ケサル者ハ現ニ受クル俸給額ニ相當スル等級俸ヲ受ク

○會報

監獄協會規則第三條第九號に依り本會より金圓を贈與したるもの左如し

○吊慰金贈與

神谷彦太郎氏遺族

故京都府典獄正七位神谷彦太郎氏ハ奉職以來滿十四年十ヶ月間獄務ニ從事シ職務ニ勤勉銳意監獄ノ改良ヲ圖リ傍ラ監獄協會ノ爲メ盡カスル所不遺其功績顯著ナリトス茲ニ本會規則第三條第九號第三項ニ依リ金十圓ヲ贈與ス

明治三十三年六月五日

監獄協會會頭 位勳 氏 名印

○同上

西村忠晴氏遺族

故群馬縣看守長西村忠晴氏ハ奉職以來滿十四年五ヶ月間(以下同文金十二圓ヲ贈與ス)

明治三十三年六月五日

監獄協會會頭 位勳 氏 名印

○同上

高津忠憲氏遺族

故兵庫縣看守長高津忠憲氏ハ奉職以來滿五年九ヶ月間(以下同文金六圓ヲ贈與ス)

明治三十三年六月十五日

監獄協會會頭 位勳 氏 名印

慰勞金

元宮崎縣看守部長

一一ノ宮時晴氏

奉職滿十年餘殊ニ職務ニ功勞有之候趣宮崎地方部長ノ報告ニ依リ本會規則第三條第九號五項ニ該當スル者ト認メ金三圓三十錢贈與ス

明治三十三年六月五日

監獄協會會頭 位勳 氏 名印

○同上

元東京集治監看守部長

中澤小二郎氏

奉職滿十六年ノ長ニ涉リ勤務殊ニ忠實ナリシ趣若山地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號五項ニ該當スルモノト認メ金四圓八十錢贈與ス

明治三十三年六月五日

○同 上

監獄協會會頭 位勳 氏 名印

元警視廳授業手

梅 村 祐 藏 氏

奉職滿十六年餘殊ニ職務ニ功勞有之候趣東京地方部長ノ報告ニ依リ本會規則第三條第九號五項ニ該當スルモノト認メ金四圓八十錢贈與ス

明治三十三年六月十四日

○同 上

監獄協會會頭 位勳 氏 名印

元警視廳看守

岡 崎 完 示 郎 氏

奉職滿十三年八月餘殊ニ職務ニ功勞有之候趣東京地方部長ノ報告ニ依リ本會規則第三條第九號五項ニ該當スル者ト認メ金三圓九十錢贈與ス

明治三十三年六月十四日

監獄協會會頭 位勳 氏 名印



○神谷典獄弔慰金

故京都府典獄神谷彦太郎君長逝ニヨリ協會ハ電信ヲ以テ弔詞ヲ送り又タ別項ノ如ク會則第三條第八九號ニ依リ金拾五圓ヲ贈與シ寫眞及履歷書ヲ協會ニ保存スルヲ評決シ尙ホ有志者諸君ヨリ左ノ金員ヲ齎集シテ同氏ノ靈ニ供シタリ

一金四十五圓七拾錢也

内譯

金 貳 圓 久保田貫一君 金 壹 圓 木名瀬禮助君

金 壹 圓 永田直之丞君 全 四王天數馬君

全 石澤謹吾君 全 清水精四郎君

全 堀内久保君 全 小野勇次郎君

全 山縣齊高君 全 山崎德義君

全 森田重行君 全 山崎正君

全 有馬四郎助君 全 中村襄君

全 早崎春香君 全 杉野喜祐君

全 山上義雄君 全 藤澤正啓君

全 松島四郎君 全 鈴木和介君

全 留岡幸助君 全 若山茂雄君

全 金參拾五錢 印南於菟吉君 全 上田定次郎君

金壹圓	野崎宏君	山口卯太郎君
全	畑一岳君	古野嵩央君
全	野口謹造君	豐野胤珍君
全	宇田徳正君	五十嵐小彌太君
全	神野忠武君	佐藤光二君
全	田中義達君	白井助之進君
全	松山爲治君	千石學君
全	三浦眞君	黒澤勉君
全	高木正謙君	荒木賢愛君
全	河村稻穂君	佐藤元次郎君
金參拾五錢	岡野正輝君	磯村政富君
金壹圓		

附言 以上ノ金員ハ監獄協會ニ於テ取扱ヒタル分ニシテ京都府附近及神谷君ト別交ヲ有スル諸氏ヨリ直接金品ノ贈與アリタル向ハ之ヲ除ク

明治三十三年六月

監獄協會

◎新著廣告

犯罪者ヲ研究スル監獄學ナルモノハ過去四十年間ニ於テ著シク發達シ、今ヤ文明各國競フテ犯罪人ナルモノヲ研究シ以テ改良ノ目的ヲ達セントセリ。豈慶祝スベキノ至リナラズヤ。本書ノ著者博士ウエー氏ハ現ニ米國紐育洲「エルマイラ」感化監獄ノ主任醫ニシテ刑事事人類學者トシテハ伊太利ノロンブロソ。英吉利ノエリスト並ビ稱セラレテ其名世界ニ高シ。ウエー氏ハ該博ナル智識ニ多年ノ實驗ヲ加ヘテ著述セルモノ即チ本書「犯罪者ノ教育」是ナリ。

從來犯罪者ニ關スル著書汗牛充棟モ畜ナラスト雖モ犯罪者ヲ改善スルニ體育ト實業的教育ヲ専門トシテ論ジタルモノ本書ヲ除テ他ニ見ルコト能ハザルモノナリ。其故ニ本書ハ畜ニ司獄官ノ坐右ヲ離ス可ラサル良書タルノミナラズ、教育ニ從事スル教師モ又必讀ヲ要ス可キモノナリ。敢テ江湖ニ推薦ス。

監獄協會 翻譯

◎犯罪者ノ教育 一名在監者ノ體育及實業教育

○體裁 菊版四號活字凡百二十頁
 ○製本代價 並製金三十錢
 ○郵稅 並製金四錢
 ○申込及送金 磯村政富宛四谷局振込 一己人ハ前金官署申込ハ着本後送金

序文 留岡幸助

○舊思想ニ基テ行刑ノ目的○新思想ニ基テ行刑ノ目的○犯罪ノ原因○犯罪ノ原因ハ極メテ複雑ナリ○犯罪ノ原因ハ神經系統ノ發育不完
 全ナルニアリ○犯罪人處遇ノ要點○其要點ハ身体、工藝、規律ノ教育ヲナスニアリ○犯罪人ニ對スル世人ノ誤解○犯罪人ノ淺薄義○犯
 罪人ノ淺薄義○犯罪者ノ弱點○犯罪者ニ後悔ノ感念ナシ○犯罪者ハ普通人民ト同視ス可ラザルモノアリ○其心ニ衷衷アリ○其心ノ衷衷
 ○犯罪者ヲ教育スルニ反對スルモノノ言○犯罪矯正ノ唯一ノ方法ハ其ノ管々教育ニアリ○犯罪者ノ特徵○犯罪人教育ノ困難○監獄教師
 ノ選任ハ特ニ注意スルニ可ラズ○同因テ教育セシム可ラズ○監獄ノ教育ハ開闢セシム可ラズ○犯罪者ニハ現在アルチ知ラシ
 ム可シ○一種ノ犯罪者ノ身体ノ操練ト精神ノ發達○体育ニ於ケル「エルマイ」感化監獄ノ實驗○墮落人ニ對スル特別ナル處遇○体
 育トシテ入浴○体格検査○其結果○体量及身長○体格表其一○每週ノ献立○因ノ智識○入浴○浴湯ノ種類○桶風呂○体育ノ結果○學
 課ノ教授○体格表其二○學課教育ノ効果○數學ニ進歩アリ○數學教授ノ目的ハ心性ヲ練磨スルニアリ○犯罪者ノ智識ハ最モ數學ニ於テ
 欠乏ス○語學ト地理學トノ教授○依據教授ノ困難○ダンスル体操ノ弊害○體操表其三○体量ノ増加○入浴ト皮膚ノ官能○体育ト相貌ノ
 變化○体育ト心智ノ開發○教育ノ成蹟○評點制度○怠惰ハ詐欺ナリ詐欺ハ自己ノ身体ヲ顧ミザルニ至ル○身体ノ不發育ハ犯罪ノ一
 原因ナリ○靈クベキ好結果○筋肉ノ發達ト神腦ノ活動○放免ニハ体育與ツテ力アリ○身心相關ノ理○ドクトルセギエント白痴教育○
 魯鈍ナル四人ハ恰モ一種ノ動物ノ如シ○魯鈍ナル四人ト身体教育○セギエイレノ説○入浴ト犯罪人教育○注意スベキ警告○知覺神經ト
 運動神經○筋肉組織○運動ト筋肉○未丁年ニハ体育ハ殊ニ必要ナリ○情ノ強制ト意志力ノ養成○食物ト体内○兵學者ト犯罪人○身体ノ
 發達ト腦髓ノ進化○体育教育ト犯罪人○監獄ノ最終目的ヲ達セント欲セバ須ラク体育ヲ獎勵セザル可ラズ○監獄ニハ教師ト同シク体
 育教師ヲ招聘ス可シ○不生産的労働ハ改過遷善ニ大害アリ○社會ニ於ケル工業ノ發達ハ監獄作業ニ變化ヲ來タス○出獄人ニシテ職業ニ
 就ク者甚稀ナリ○懶惰ト犯罪○無職業ト犯罪○已ムテ得ズテ犯罪ヲ爲スニ至ル○實業學校ノ徒弟制度トノ廢滅○監獄ニ於ケル職業教
 師ノ不備○社會ハ監獄ニ於ケル實業教育ノ必要ヲ認ムルニ至ル○洲獄典獄ノ言○感化事業ト實業教育○感化院ト徒弟教育○感化院ノ實
 業ハ生徒ニ手工の職業ヲ教フルニアリ○「オハヨ」洲ニ於ケル實業教育主義○「エルマイ」感化監獄ノ實業教育○職業學校○鍛冶
 工○圖書ノ課程○讀書○試験○器械圖○線及幾何學の圖書○鍛冶工科ノ課程○煉瓦職課程○漆喰職課程○石工科ノ課程○大工科ノ課程○
 壁畫科ノ課程其要領○繪具使用ノ順序○繪具ト其使用方法○職業教育ノ目的○經濟的利益ヨリ見タル實業教育○職業學校ハ心性ヲ訓練
 スル一大機關ナリ○職業教育ハ遂ニ良心ヲ喚起スルニ至ル○監獄學ノ進歩ハ犯罪者ニ實業教育ノ必要ヲ獎勵スルモノナリ○

○監獄協會事務所移轉

當六月末日ヲ以左ノ個所へ移轉スヘキヲ以七月一日以後會計ニ關セサル事務一切同所宛御往復被
 下度候

麴町區永樂町二丁目三番地

○本會宛送金爲換振込局及指名人

來ル七月一日以後本會へ御送金ノ節ハ

東京千住局へ御振込被下其指名ヲ

東京集治監若山茂雄宛東京集治監へ御往復被下度候

附言 從來鍛冶橋監獄署藤澤正啓指名四谷郵便局へ振込可相願之處事務所又ハ出版主任ニ指名セラレ振込局ノ如キモ各地方區

々ニ涉リ東京市郡ノ局所へ適宜御振込相成候向不少引出方頗ル繁雜ヲ極メ候間七月一日以後ハ前記東京集治監

若山茂雄指名トナシ振込局ハ必ス千住局トセラレ度此段特ニ集金主任官ノ御注意ヲ乞フ

○東京茶話會休會 來ル七、八兩月ハ暑中ニ付開會不致此段報告ス

明治三十三年六月

(行發期定回一月每)

MAGAZINE
OF THE
PRISON SOCIETY OF JAPAN.
No. VI. June, 1900.

VOL. XIII.
CONTENTS.

Frontispiece:—

- An Appeal to the Minister of Justice.
- Reformatory Work. Kosuke Tomeoka.
- Doubts about Principles. Koshosei.
- The Probation System. Matsukichi Oyama.
- The Work of the Salvation Army in behalf of Released Prisoners. Taneaki Hara.
- Work in Tokyo in behalf of Released Prisoners. Taneaki Hara.
- Influence of Music Yubi Aoyagi.

Miscellaneous:—

A letter from Mr. Ogawa; "if the Balaun Beclistaed, Complainli Arise"; Practical Instruction, Kosuke Tomeoka; Division, or Combination, of Prisons;

News and Notes.

Contributed Articles.

Statistics, etc. etc.,

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.
No. 27 Araki-Machi, Yotsuya, Tokyo, Japan.

明治三十三年六月二十日
(廿六日週信省認可)

發行所 東京市麴町區飯田町四丁目五番地
印刷所 東京市麴町區幸町一丁目

監獄 磯村 協政 富貞
愛 協 政 富

(番十八百町番話電)